

会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に基づき、会社計算規則を次のように定める。

目次

第一編	総則（第一条～第三条）
第二編	会計帳簿
第一章	総則（第四条）
第二章	資産及び負債
第一節	資産及び負債の評価
第一款	通則（第五条・第六条）
第二款	組織変更等の際の資産及び負債の評価（第七条～第十条）
第三款	のれん（第十一条）
第四款	株式及び持分に係る特別勘定（第十二条）
第五款	純資産
第六款	株式会社の株主資本
第七款	株式の交付等（第十三条～第二十一条）
第八款	剩余金の配当（第二十二条・第二十三条）
第九款	自己株式（第二十四条）
第十款	持分会社の社員資本（第三十条～第三十二条）
第十一款	組織変更に際しての株主資本及び社員資本（第三十三条・第三十四条）
第十二款	吸收合併、吸收分割、株式交換及び株式交付に際しての株主資本及び社員資本
第十三款	第一款 吸收合併（第三十五条・第三十六条）
第十四款	第二款 吸收分割（第三十七条・第三十八条）
第十五款	第三款 株式交換（第三十九条）
第十六款	第四款 株式交付（第三十九条の二）
第十七款	第五節 吸收分割会社等の自己株式の処分（第四十条～第四十二条）
第十八款	第五節の二 取締役等の報酬等として株式を交付する場合の株主資本（第四十二条の二・第十四条～第十二条の三）
第十九款	第六節 設立時の株主資本及び社員資本
第二十款	第一款 通常の設立（第四十三条・第四十四条）
第二十一款	第二款 新設合併（第四十五条～第四十八条）
第二十二款	第三款 新設分割（第四十九条～第五十一条）
第二十三款	第四款 株式移転（第五十二条）
第二十四款	第五節 評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額（第五十三条・第五十四条）
第二十五款	第六節 の二 株式引受権（第五十四条の二）
第二十六款	第七節 新株予約権（第五十五条）
第二十七款	第八節 新株予約権（第五十五条）
第二十八款	第四章 更生計画に基づく行為に係る計算に関する特則（第五十六条）
第二十九款	第三編 計算関係書類
第三十款	第一章 総則
第三十一款	第一節 表示の原則（第五十七条）
第三十二款	第二節 株式会社の計算書類（第五十八条～第六十条）
第三十三款	第三節 持分会社の計算書類（第六十一条～第六十九条）
第三十四款	第四節 貸借対照表等（第七十二条～第八十六条）
第三十五款	第五章 損益計算書等（第八十七条～第九十五条）

第一編	計算書類の監査
第一章	通則（第一百二十二条）
第二章	会計監査人設置会社以外の株式会社における監査（第一百二十二条～第一百二十四条）
第三章	会計監査人設置会社における監査（第一百二十五条～第一百三十二条）
第四編	計算書類の株主への提供及び承認の特則に関する要件
第一章	計算書類等の株主への提供（第一百三十三条・第一百三十四条）
第二章	計算書類等の承認の特則に関する要件（第一百三十五条）
第六編	計算書類の公告等
第一章	計算書類の公告（第一百三十六条）
第二章	計算書類の要旨の公告
第一節	総則（第一百三十七条）
第二節	貸借対照表の要旨（第一百三十八条～第一百四十二条）
第三節	損益計算書の要旨（第一百四十二条～第一百四十三条）
第四節	雑則（第一百四十四条～第一百四十六条）
第三章	雑則（第一百四十七条～第一百四十八条）
第七編	株式会社の計算に係る計数等に関する事項
第一章	株式会社の剩余金の額（第一百四十九条～第一百五十条）
第二章	資本金等の額の減少（第一百五十一条～第一百五十二条）
第三章	剩余金の処分（第一百五十三条）
第四章	剩余金の配当に際しての金銭分配請求権（第一百五十四条）
第五章	剩余金の分配を決定する機関の特則に関する要件（第一百五十五条）
第六章	分配可能額（第一百五十六条～第一百六十一条）
第八編	持分会社の計算に係る計数等に関する事項（第一百六十二条～第一百六十六条）
附則	
第一編	総則
(目的)	
第一条	この省令において「会社」、「外国会社」、「子会社」、「親会社」、「公開会社」、「取締役会設置会社」、「会計参与設置会社」、「監査役設置会社」、「監査役会設置会社」、「会計監査人設置会社」、「監査等委員会設置会社」、「指名委員会等設置会社」、「種類株式発行会社」、「取得請求権付株式」、「新株予約権」、「新株予約権付社債」、「社債」、「配当財産」、「組織変更」、「吸收分割」、「新設分割」又は「電子公告」とは、それぞれ法第二条に規定する会社、国外会社、子会社、親会社、公開会社、取締役会設置会社、会計参与設置会社、監査役設置会社、監査役会設置会社、会計監査人設置会社、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社、種類株式発行会社、取得請求権付株式、新株予約権、新株予約権付社債、社債、配当財産、組織変更、吸收分割、新設分割又は電子公告をいう。
2	この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 発行済株式 法第二条第三十一条に規定する発行済株式をいう。 二 電磁的方法 法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。 三 設立時発行株式 法第二十五条第一項第一号に規定する設立時発行株式をいう。

- 四 電磁的記録 法第二十六条第二項に規定する電磁的記録をいう。
- 五 自己株式 法第一百三十三条第四項に規定する自己株式をいう。
- 六 親会社株式 法第一百三十五条第一項に規定する親会社株式をいう。
- 七 金銭等 法第五百五十一條第一項に規定する金銭等をいう。
- 八 全部取得条項付種類株式 法第七百七十二条第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。
- 九 株式無償割当 法第一百八十五条に規定する株式無償割当をいう。
- 十 単元未満株式売渡請求 法第一百九十四条第一項に規定する単元未満株式売渡請求をいう。
- 十一 募集株式 法第一百九十九条第一項に規定する募集株式をいう。
- 十二 募集新株予約権 法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権をいう。
- 十三 自己新株予約権 法第二百五十五条第一項に規定する自己新株予約権をいう。
- 十四 取得条項付新株予約権 法第二百七十三条第一項に規定する取得条項付新株予約権をいう。
- 十五 新株予約権無償割当 法第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当をいう。
- 十六 報酬等 法第三百六十二条第一項に規定する報酬等をいう。
- 十七 臨時計算書類 法第四百四十二条第一項に規定する臨時計算書類をいう。
- 十八 臨時決算日 法第四百四十二条第一項に規定する臨時決算日をいう。
- 十九 連結計算書類 法第四百四十四条第一項に規定する連結計算書類をいう。
- 二十 準備金 法第四百四十五条第四項に規定する準備金をいう。
- 二十一 分配可能額 法第四百六十二条第一項に規定する分配可能額をいう。
- 二十二 持分会社 法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。
- 二十三 持分払戻額 法第六百三十五条第一項に規定する持分払戻額をいう。
- 二十四 組織変更後持分会社 法第七百四十四条第一項第一号に規定する組織変更後持分会社をいう。
- 二十五 組織変更後株式会社 法第七百四十六条第一項第一号に規定する組織変更後株式会社をいう。
- 二十六 社債等 法第七百四十六条第一項第七号ニに規定する社債等をいう。
- 二十七 吸收分割承継会社 法第七百五十七条に規定する吸收分割承継会社をいう。
- 二十八 吸收分割会社 法第七百五十八条第一号に規定する吸收分割会社をいう。
- 二十九 新設分割設立会社 法第七百六十三条规定する新設分割設立会社をいう。
- 三十 新設分割会社 法第七百六十三条第一項第五号に規定する新設分割会社をいう。
- 三十一 新株予約権等 法第七百七十四条の三第一項第七号に規定する新株予約権等をいう。
- 一 最終事業年度 次のイ又はロに掲げる会社の区分に応じ、当該イ又はロに定めるものをいう。
- 二 計算書類 法第二条第二十四条に規定する最終事業年度
- 二イ 株式会社 各事業年度に係る計算書類を作成した場合における当該事業年度のうち最も遅いもの
- 二ロ 持分会社 法第四百三十五条第二項に規定する計算書類
- 三 計算関係書類 次に掲げるものをいう。
- 二イ 成立の日における貸借対照表
- 二ロ 各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書
- 二ハ 臨時計算書類
- 二三 連結計算書類

- 四 吸収合併 法第二条第二十七条に規定する吸収合併（会社が会社以外の法人とする合併であつて、合併後会社が存続するものを含む。）をいう。
- 五 新設合併 法第二条第二十八条に規定する新設合併（会社が会社以外の法人とする合併であつて、合併後会社が設立されるものを含む。）をいう。
- 六 株式交換 法第二条第三十二号に規定する株式交換（保険業法（平成七年法律第百五号）第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換を含む。）をいう。
- 七 株式移転 法第二条第三十二号に規定する株式移転（保険業法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転を含む。）をいう。
- 八 株式交付 法第二条第三十二号の二に規定する株式交付（保険業法第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付を含む。）をいう。
- 九 吸収合併存続会社 法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社（会社以外の法人とする吸収合併後存続する会社を含む。）をいう。
- 十 吸収合併消滅会社 法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社（会社以外の法人とする吸収合併により消滅する会社以外の法人を含む。）をいう。
- 十一 新設合併設立会社 法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社（会社以外の法人とする新設合併により設立される会社を含む。）をいう。
- 十二 新設合併消滅会社 法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社（会社以外の法人とする新設合併により消滅する会社以外の法人を含む。）をいう。
- 十三 株式交換完全親会社 法第七百六十七条规定する株式交換完全親会社（保険業法第九十六条の五第二項に規定する組織変更株式交換完全親会社を含む。）をいう。
- 十四 株式交換完全子会社 法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社（保険業法第九十六条の五第二項に規定する組織変更株式交換完全親会社にその株式の全部を取得されることとなる株式会社を含む。）をいう。
- 十五 株式移転設立完全親会社 法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社（保険業法第九十六条の九第一項第一号に規定する組織変更株式移転設立完全親会社を含む。）をいう。
- 十六 株式移転完全子会社 法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社（保険業法第九十六条の九第一項第一号に規定する組織変更株式移転設立完全親会社にその発行する株式の全部を取得されることとなる株式会社を含む。）をいう。
- 十七 株式交付親会社 法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付親会社（保険業法第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付をする相互会社を含む。）をいう。
- 十八 株式交付子会社 法第七百七十四条の三第三項第一号に規定する株式交付子会社（保険業法第九十六条の九の二第二項に規定する組織変更株式交付子会社を含む。）をいう。
- 十九 会社等 会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体をいう。
- 二十 株主等 株主及び持分会社の社員その他これらに相当する者をいう。
- 二十一 関連会社 会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対し重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社等（子会社を除く。）をいう。
- 二十二 連結子会社 連結の範囲に含められる子会社をいう。
- 二十三 非連結子会社 連結の範囲から除外される子会社をいう。
- 二十四 連結会社 当該株式会社及びその連結子会社をいう。
- 二十五 関係会社 当該株式会社の親会社、子会社及び関連会社並びに当該株式会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。
- 二十六 持分法 投資会社が、被投資会社の純資産及び損益のうち当該投資会社に帰属する部分の変動に応じて、その投資の金額を各事業年度ごとに修正する方法をいう。
- 二十七 税効果会計 貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差







- 三 取得条項付株式（法第二百八条第二項第六号ロに掲げる事項についての定めがあるものに限る。以下この章において同じ。）の取得をする場合
- 四 全部取得条項付種類株式（当該全部取得条項付種類株式を取得するに際して法第二百七十二条第一項第一号イに掲げる事項についての定めをした場合における当該全部取得条項付種類株式に限る。以下この章において同じ。）の取得をする場合
- 五 株式無償割当てる場合
- 六 新株予約権の行使があつた場合
- 七 取得条項付新株予約権（法第二百三十六条第一項第七号ニに掲げる事項についての定めがあるものに限る。以下この章において同じ。）の取得をする場合
- 八 単元未満株式売渡請求を受けた場合
- 九 株式会社が当該株式会社の株式を取得したことにより生ずる法第四百六十二条第一項に規定する義務を履行する株主（株主と連帶して義務を負う者を含む。）に対して当該株主から取得した株式に相当する株式を交付すべき場合
- 十 吸収合併後当該株式会社が存続する場合
- 十一 吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部の承継をする場合
- 十二 吸収分割により吸収分割会社（株式会社に限る。）が自己株式を吸収分割承継会社に承継させる場合
- 十三 株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得をする場合
- 十四 株式交換に際して自己株式を株式交換完全親会社に取得される場合
- 十五 株式移転に際して自己株式を株式移転設立完全親会社に取得される場合
- 十六 株式交付に際して他の株式会社の株式又は新株予約権等の譲受けをする場合
- （募集株式を引き受ける者の募集を行う場合）
- 第十四条** 法第二編第二章第八節の定めるところにより募集株式を引き受ける者の募集を行う場合には、資本金等増加限度額は、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号に掲げる額を減じて得た額（零未満である場合にあっては、零）とす
- 一 法第二百八条第一項の規定により払込みを受けた金銭の額（次のイ又はロに掲げる場合における金銭にあっては、当該イ又はロに定める額）
- イ 外国通貨をもつて金銭の払込みを受けた場合（ロに掲げる場合を除く。）当該外国の通貨につき法第二百九十九条第一項第四号の期日（同号の期間を定めた場合にあっては、法第二百八条第一項の規定により払込みを受けた額）の為替相場に基づき算出された額
- ロ 当該払込みを受けた金銭の額（イに定める額を含む。）により資本金等増加限度額を計算することが適切でない場合 当該金銭の当該払込みをした者における当該払込みの直前の帳簿価額
- 二 法第二百八条第二項の規定により現物出資財産（法第二百七条第一項に規定する現物出資財産をいう。以下この条において同じ。）の給付を受けた場合にあっては、当該現物出資財産にあつては、当該イ又はロに定める額）
- イ 当該株式会社と当該現物出資財産の給付をした者が共通支配下関係にある場合（当該現物出資財産に時価を付すべき場合を除く。）当該現物出資財産の当該給付をした者における当該給付の直前の帳簿価額
- ロ イに掲げる場合以外の場合であつて、当該給付を受けた現物出資財産の価額により資本金等増加限度額を計算することが適切でないとき イに定める帳簿価額

- 三 法第二百九十九条第一項第五号に掲げる事項として募集株式の交付に係る費用の額のうち、株式会社が資本金等増加限度額から減ずるべき額と定めた額
- 四 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額が零以上であるときは、当該額
- ロ 第一号及び第二号に掲げる額の合計額から前号に掲げる額を減じて得た額（零未満である場合にあっては、零）に自己株式処分割合（二から株式発行割合を減じて得た割合をいう。以下この章において同じ。）を乗じて得た額
- イ 当該募集に際して処分する自己株式の帳簿価額
- 二 前項に規定する場合には、同項の行為後の次の各号に掲げる額は、同項の行為の直前の当該額に、当該各号に定める額を加えて得た額とする。
- 一 その他資本剰余金の額 イ及びロに掲げる額の合計額からハに掲げる額を減じて得た額
- イ 前項第一号及び第二号に掲げる額の合計額から同項第三号に掲げる額を減じて得た額に自己株式処分割合を乗じて得た額
- ロ 次に掲げる額のうちいかが少ないとする。
- (1) 前項第四号に掲げる額
- (2) 前項第一号及び第二号に掲げる額の合計額から同項第三号に掲げる額を減じて得た額に株式発行割合を乗じて得た額（零未満である場合にあっては、零）
- ハ 当該募集に際して処分する自己株式の帳簿価額
- 二 その他利益剰余金の額 前項第一号及び第二号に掲げる額の合計額から同項第三号に掲げる額を減じて得た額が零未満である場合における当該額に株式発行割合を乗じて得た額
- 三 第一項に規定する場合には、自己株式対価額は、第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額から同項第三号に掲げる額を減じて得た額に自己株式処分割合を乗じて得た額とする。
- 四 第二項第一号ロに掲げる額は、第一百五十条第二項第八号及び第一百五十八条第八号ハ並びに法第四百四十六条第二号並びに第四百六十二条第二項第二号ロ及び第四号の規定の適用については、当該額も、自己株式対価額に含まれるものとみなす。
- 五 第一項第二号の規定の適用については、現物出資財産について法第二百九十九条第一項第二号に掲げる額及び同項第三号に掲げる額と、当該現物出資財産の帳簿価額（当該出資に係る資本金及び資本準備金の額を含む。）が同一の額でなければならないと解してはならない。
- （株式の取得に伴う株式の発行等をする場合）
- 第十五条** 次に掲げる場合には、資本金等増加限度額は、零とする。
- 一 取得請求権付株式の取得をする場合
- 二 取得条項付種類株式の取得をする場合
- 三 全部取得条項付種類株式の取得をする場合
- 二 前項各号に掲げる場合には、自己株式対価額は、当該各号に掲げる場合において処分する自己株式の帳簿価額とする。
- （株式無償割当てる場合）
- 三 第一項に規定する場合には、自己株式対価額は、零とする。
- 第十六条** 株式無償割当てる場合には、資本金等増加限度額は、零とする。
- 2 前項に規定する場合には、株式無償割当てる後のその他資本剰余金の額は、株式無償割当てる直前の当該額から当該株式無償割当てるに際して処分する自己株式の帳簿価額を減じて得た額とする。
- 第十七条** 新株予約権の行使があつた場合には、資本金等増加限度額は、第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号に掲げる額を減じて得た額に株式発行割合（当該行使に際して発行する株式の数を当該行使に際して発行する株式の数及び処分する自己株式の数の合計数で除して得た割合をいう。以下この章において同じ。）を乗じて得た額から第五号に掲げる額を減じて得た額（零未満である場合にあっては、零）とする。

二 一 行使時における当該新株予約権の帳簿価額  
法第二百八十五条第一項に規定する場合又

の規定により払込みを受けた金銭の額（次のイ又はロに掲げる場合における金銭にあつては、当該イ又はロに定める額）

イ　外国の通貨をもつて金銭の払込みを受けた場合（ロに掲げる場合を除く。）当該外国の通貨につき行使時の為替相場に基づき算出された額

ロ　当該ムダメを受取る金銭の額（この二にきらう額と含む。）（二にきらう金等曾口良度額ヒト十算

当該払込みを受けた金額の客(いに定める客を含む)により資本金等増加限度客を計算することが適切でない場合 当該金額の当該払込みをした者における当該払込みの直前の帳簿価額

物出資財産の行使時ににおける価額（次のイ又はロに掲げる場合における現物出資財産にあつては、当該イ又はロに定める額）

出資財産に時価を付すべき場合を除く。) 当該現物出資財産の当該給付をした者における当該給付の直前の帳簿価額

等増加限度額を計算することが適切でないときは、イに定める帳簿価額  
一法第二百三十六条第一項第五号に掲げる事項として新株予約権の行使に応じて行う株式の交付に係る費用の額のうち、株式会社が資本金等増加限度額から減ずるべき額と定めた額

イに掲げる額から口に掲げる額を減じて得た額が零以上であるときは、当該額  
イ該行使に際して処分する自己株式の帳簿価額

ある場合にあつては零)に自己株式処分割合(一から株式発行割合を減じて得た割合をいう。以下この条において同じ。)を乗じて得た額

額に、当該各号に定める額を加えて得た額とする。  
その他資本剰余金の額 イ及びロに掲げる額の合計額からハに掲げる額を減じて得た額  
イ 前項第一号から第三号までに掲げる額の合計額から同項第四号に掲げる額を減じて得た額

□ 次に掲げる額のうちいづれか少ない額  
1) 前項第五号に掲げる額

(2) 前項第一号から第三号までに掲げる額の合計額から同項第四号に掲げる額を減じて得た額に株式発行割合を乗じて得た額（零未満である場合にあつては、零）

ハ 当該行使に際して処分する自己株式の帳簿価額  
一 その他利益剰余金の額 前項第一号から第三号までに掲げる額の合計額から同項第四号に掲  
げる額を減じて得た額が零未満である場合における当該額に株式発行割合を乗じて得た額

第一項に規定する場合には、自己株式対価額は、同項第一号から第三号までに掲げる額の合計から同項第四号に掲げる額を減じて得た額に自己株式処分割合を乗じて得た額とする。第二項第一号ロに掲げる額は、第一百五十九条第二項第八号及び第一百五十九条第八号並びに法第

百四十六条第二号並びに第四百六十一條第二項第一号口及び第四号の規定の適用については、該額も、自己株式対価額に含まれるものとみなす。

該募集新株予約権についての法第一百三十八条第一項第一号及び第二号に掲げる事項と、第一項第一号の帳簿価額とが同一のものでなければならないと解してはならない。第一項第三号の規定の適用については、現物出資財産について法第二百三十六条第一項第二号及び第三号に掲げる価額と、当該現物出資財産の帳簿価額（当該出資に係る資本金及び資本準備金の額を含む。）とが同一の額でなければならないと解してはならない。

**第十八條** 取得条項付新株予約権の取得をする場合

額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じて得た額に株式発行割合（当該取得に際して発行する株式の数を当該取得に際して発行する株式の数及び処分する自己株式の数の合計数で除して算出した割合）を乗じて算出した額を算定する。ただし、(1)の算定額が(2)の算定額を超過する場合は、(1)の算定額を(2)の算定額と同一の額とする。

して得た割合を（以下この条において同じ）を乗じて得た額から第四号に掲げる額を減じて得た額（零未満である場合にあつては、零）とする。

社債（これに準ずるものと含む。以下この号において同じ。）に付されたものである場合にあっては、当該新株予約権付社債についての社債（これに準ずるものと含む。）を含む。以下この項において同じ。）の価額

二 当該取得条項付新株予約権の取得と引換えに行う株式の交付に係る費用の額のうち  
　社が資本金等増加限度額から減ずるべき額と定めた額

四 予約権を除く。の帳簿価額（当該財産が社債（自己社債を除く。）又は新株予約権（自己新株予約権を除く。）である場合にあつては、会計帳簿に付すべき額）の合計額  
イに掲げる額から口に掲げる額を減じて得た額が零以上であるときは、当該額

イ 口 当該取得に際して処分する自己株式の帳簿価額 第一号に掲げる額から第二号及び前号に掲げる額の合計額を減じて得た額（零未満である場合にあっては、零）に自己株式処分割合（一から株式発行割合を減じて得た割合をいう。

2 以下この条において同じ。)を乗じて得た額  
前項に規定する場合には、取得条項付新株予約権の取得後の次の各号に掲げる額は、  
付新株予約権の取得の直前の当該額に、当該各号に定める額を加えて得た額とする。  
取得条項

一 その他資本剰余金の額 イ及びロに掲げる額の合計額からハに掲げる額を減じて得た額  
イ 前項第一号に掲げる額から同項第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じて得た額に自己株式処分割合を乗じて得た額

□ 次に掲げる額のうちいずれか少ない額

(2) 前項第一号に掲げる額から同項第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じて得た額に  
株式発行割合を乗じて得た額（零未満である場合にあつては、零）  
当該取得に際して処分する自己株式の帳簿価額

二 その他利益剰余金の額 前項第一号に掲げる額から同項第二号及び第三号に掲げる額の合計  
額を減じて得た額が零未満である場合における当該額に株式発行割合を乗じて得た額  
第一項に規定する場合には、自己株式対価額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号及び第

三号に掲げる額の合計額を減じて得た額に自己株式処分割合を乗じて得た額とする。

当該額も、自己株式対価額に含まれるものとみなす。  
**(單元未満株式売渡請求を受けた場合)**

2 前項に規定する場合には、単元未満株式売渡請求後のその他資本剰余金の額は、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号に掲げる額を減じて得た額とする。

三 第一項に規定する場合には、自己株式対価額は、単元未満株式売渡請求に係る代金の額とする。  
二 当該単元未満株式売渡請求に係る代金の額  
三 当該単元未満株式売渡請求に応じて処分する自己株式の帳簿価額

(法第四百六十二条第一項に規定する義務を履行する株主に対して株式を交付すべき場合)

**第二十条** 株式会社が当該株式会社の株式を取得したことにより生ずる法第四百六十二条第一項に規定する義務を履行する株主（株主と連帶して義務を負う者を含む。）に対して当該株主から取得した株式に相当する株式を交付すべき場合には、資本金等増加限度額は、零とする。

2 前項に規定する場合には、同項の行為後のその他資本剩余金の額は、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号に掲げる額を減じて得た額とする。

一 前項の行為の直前のその他資本剩余金の額を減じて得た額とする。

二 前項の株主（株主と連帶して義務を負う者を含む。）が株式会社に対して支払った金銭の額（設立時又は成立後の株式の交付に伴う義務が履行された場合）

三 当該交付に際して処分する自己株式の帳簿価額

1 第一項に規定する場合には、自己株式対価額は、同項の株主（株主と連帶して義務を負う者を含む。）が株式会社に対して支払った金銭の額とする。

**第二十一条** 次に掲げる義務が履行された場合には、株式会社のその他資本剩余金の額は、当該義務の履行により株式会社に対して支払われた金銭又は給付された金銭以外の財産の額が増加するものとする。

一 法第五十二条第一項の規定により同項に定める額を支払う義務（当該義務を履行した者が法第二十八条第一号の財産を給付した発起人である場合における当該義務に限る。）

二 法第五十二条の二第一項各号に掲げる場合において同項の規定により当該各号に定める行為をする義務

三 法第一百二条の二第一項各号に掲げる場合において同項の規定により当該各号に定める行為をする義務

四 法第二百十二条第一項各号に掲げる場合において同項の規定により当該各号に定める行為をする義務

五 法第二百十三条の二第一項各号に掲げる場合において同項の規定により当該各号に定める行為をする義務

六 法第二百八十五条第一項各号に掲げる場合において同項の規定により当該各号に定める額を支払う義務

七 新株予約権を使用した新株予約権者であつて法第二百八十六条の一第一項各号に掲げる者に該当するものが同項の規定により当該各号に定める行為をする義務

**第二款 剰余金の配当**

(法第四百四十五条第四項の規定による準備金の計上)

**第二十二条** 株式会社が剰余金の配当をする場合には、剰余金の配当後の資本準備金の額は、当該剰余金の配当の直前の資本準備金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加えて得た額とする。

一 当該剰余金の配当をする日における準備金の額が当該日における基準資本金額（資本金の額に四分の一を乗じて得た額をいう。以下この条において同じ。）以上である場合 零

二 当該剰余金の配当をする日における準備金の額が当該日における基準資本金額未満である場合 イ 当該剰余金の配当をする日における準備金計上限度額（基準資本金額から準備金の額を減じて得た額をいう。以下この条において同じ。）

ロ 法第四百四十六条第六号に掲げる額に十分の一を乗じて得た額

株式会社が剰余金の配当をする場合には、剰余金の配当後の利益準備金の額は、当該剰余金の配当の直前の利益準備金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めた額を加えて得た額とする。

一 当該剰余金の配当をする日における準備金の額が当該日における基準資本金額未満である場合 零

二 当該剰余金の配当をする日における準備金の額が当該日における基準資本金額以上である場合 イ 又はロに掲げる額で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）

ロ 法第四百四十六条第六号に掲げる額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額

(法第四百四十六条第六号に掲げる額に十分の一を乗じて得た額)

**第二十三条** 株式会社が剰余金の配当をする場合には、剰余金の配当後の次の各号に掲げる額は、当該剰余金の配当の直前の当該額から、当該各号に定める額を減じて得た額とする。

一 その他資本剩余金の額 次に掲げる額の合計額

イ 法第四百四十六条第六号に掲げる額のうち、株式会社がその他資本剩余金から減ずるべき額と定めた額

ロ 前条第二項第二号に掲げるときは、同号に定める額

**第三款 自己株式**

**第二十四条** 株式会社が当該株式会社の株式を取得する場合には、その取得価額を、増加すべき自己株式の額とする。

一 株式会社が自己株式の処分又は消却をする場合には、その帳簿価額を、減少すべき自己株式の額から当該消却する自己株式の帳簿価額を減じて得た額とする。

2 株式会社が自己株式の消却をする場合には、その帳簿価額を、減少すべき自己株式の額とする。

3 株式会社の資本金等の額の増減

(資本金の額)

**第二十五条** 株式会社の資本金の額は、第一款並びに第四節及び第五節の二に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。

一 法第四百四十八条の規定により準備金の額を減少する場合（同条第一項第二号に掲げる事項を定めた場合に限る。）同号の資本金とする額に相当する額

二 法第四百五十条の規定により剰余金の額を減少する場合 同条第一項第一号の減少する剩余额に相当する額

3 株式会社の資本金の額は、法第四百四十七条の規定による場合に限り、同条第一項第一号の額に相当する額が減少するものとする。この場合において、次に掲げる場合には、資本金の額が減少するものと解してはならない。

一 新株の発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

二 自己株式の処分の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

三 会社の吸収合併、吸收分割、株式交換又は株式交付の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

四 設立時発行株式又は募集株式の引受けに係る意思表示その他の株式の発行又は自己株式の処分に係る意思表示が無効とされ、又は取り消された場合

五 株式交付子会社の株式又は新株予約権等の譲渡しに係る意思表示その他の株式交付に係る意思表示が無効とされ、又は取り消された場合

(資本準備金の額)

**第二十六条** 株式会社の資本準備金の額は、第一款及び第二款並びに第四節及び第五節の二に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。

一 法第四百四十七条の規定により資本金の額を減少する場合（同条第一項第二号に掲げる事項を定めた場合に限る。）同号の準備金とする額に相当する額

二 法第四百五十五条の規定により剰余金の額を減少する場合 同条第一項第一号の額（その他資本剰余金に係る額に限る。）に相当する額

2 株式会社の資本準備金の額は、法第四百四十八条の規定による場合に限り、同条第一項第一号の額（資本準備金に係る額に限る。）に相当する額が減少するものとする。この場合においては、前条第二項後段の規定を準用する。

**第二十七条** 株式会社のその他資本剩余金の額は、第一款並びに第四節及び第五節の二に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。  
 一 法第四百四十七条の規定により資本金の額を減少する場合 同条第一項第一号の額（同項第二号に規定する場合にあっては、当該額から同号の額を減じて得た額）に相当する額  
 二 法第四百四十八条の規定により準備金の額を減少する場合 同条第一項第一号の額（資本準備金に係る額に限り、同項第二号に規定する場合にあっては、当該額から資本準備金についての同号の額を減じて得た額）に相当する額  
 三 前二号に掲げるもののほか、その他資本剩余金の額を増加すべき場合 その他資本剩余金の額を増加する額として適切な額

株式会社のその他資本剩余金の額は、前三款並びに第四節及び第五節の二に定めるところのほか、次の各号に定める額が増加するものとする。  
 一 法第四百五十条の規定により資本金の額を減少する場合 同条第一項第一号の額（その他資本剩余金に係る額に限り、同項第二号に規定する場合にあっては、当該額から資本剩余金についての同号の額を減じて得た額）に相当する額  
 二 法第四百五十二条の規定により資本準備金の額を減少する場合 同条第一項第一号の額（その他資本準備金に係る額に限り、同項第二号に規定する場合にあっては、当該額から資本準備金についての同号の額を減じて得た額）に相当する額  
 三 前二号に掲げるもののほか、その他資本剩余金の額を増加すべき場合 その他資本剩余金の額を増加する額として適切な額

## 2 株式会社のその他資本剩余金の額は、前三款並びに第四節及び第五節の二に定めるところのほか、次の各号に定める額が増加するものとする。

一 法第四百五十一条の規定により資本金の額を減少する場合 同条第一項第一号の額（その他資本剩余金に係る額に限り、同項第二号に規定する額）に相当する額  
 二 法第四百五十二条の規定により資本準備金の額を減少する場合 同条第一項第一号の額（その他資本準備金に係る額に限り、同項第二号に規定する額）に相当する額  
 三 前二号に掲げるもののほか、その他資本剩余金の額を減少すべき場合 その他資本剩余金の額を減少する額として適切な額

## 2 株式会社のその他資本剩余金の額は、前三款並びに第四節及び第五節の二に定めるところのほか、次の各号に定める額が減少するものとする。

一 法第四百五十条の規定により資本金の額を減少する場合 同条第一項第一号の額（その他資本剩余金に係る額に限り、同項第二号に規定する額）に相当する額  
 二 法第四百五十二条の規定により資本準備金の額を減少する場合 同条第一項第一号の額（その他資本準備金に係る額に限り、同項第二号に規定する額）に相当する額  
 三 前二号に掲げるもののほか、その他資本剩余金の額を減少すべき場合 その他資本剩余金の額を減少させることが適当な額については、その他資本剩余金の額を減少する額として適切な額

## 2 (利益準備金の額)

株式会社の利益準備金の額は、第二款及び第四節に定めるところのほか、法第四百五十一条の規定により資本金の額を減少する場合に限り、同条第一項第一号の額（その他利益剩余金に係る額に限る。）に相当する額が増加するものとする。

2 株式会社の利益準備金の額は、法第四百四十八条の規定による場合に限り、同条第一項第一号の額（その他利益準備金に係る額に限る。）に相当する額が増加するものとする。

**第二十九条** 株式会社のその他利益剩余金の額は、第四節に定めるところのほか、法第四百五十一条の規定により資本金の額を減少する場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。  
 一 法第四百四十八条の規定による場合に限り、同条第一項第一号の額（利益準備金に係る額に限り、同項第二号に規定する場合にあっては、当該額から利益準備金についての同号の額を減じて得た額）に相当する額  
 二 当期純利益金額が生じた場合 当該当期純利益金額

2 株式会社のその他利益剩余金の額は、前三款並びに第四節及び第五節の二に定めるところのほか、次の各号に掲げるもののほか、次の各号に定める額が減少するものとする。  
 一 法第四百五十一条の規定により資本金の額を減少する場合 同条第一項第一号の額（その他利益剩余金に係る額に限る。）に相当する額  
 二 法第四百五十二条の規定により資本準備金の額を減少する場合 同条第一項第一号の額（その他利益剩余金に係る額に限る。）に相当する額  
 三 前二号に掲げるもののほか、その他利益剩余金の額を増加すべき場合 その他利益剩余金の額を増加する額として適切な額

株式会社のその他利益剩余金の額は、次項、前三款並びに第四節及び第五節の二に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が減少するものとする。

一 法第四百五十五条の規定により資本金の額を減少する場合 同条第一項第一号の額（その他利益剩余金に係る額に限る。）に相当する額  
 二 利益剩余金が生じた場合 当該当期純利益金額  
 三 当期純損失金額が生じた場合 当該当期純損失金額

四 前三号に掲げるもののほか、その他利益剩余金の額を減少すべき場合 その他利益剩余金の額を減少する額として適切な額

五 第二十七条第三項の規定により減少すべきその他資本剩余金の額を減少させない額がある場合には、当該減少させない額に対応する額をその他利益剩余金から減少させるものとする。

## 3 第二節 持分会社の社員資本

### (資本金の額)

持分会社の資本金の額は、第四節に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額の範囲内で持分会社が資本金の額に計上するものと定めた額が増加するものとする。

一 社員が出資の履行をした場合（履行をした出資に係る次号の債権が資産として計上されている場合を除く。）イ及びロに掲げる額の合計額からハに掲げる額の合計額を減じて得た額（零未満である場合にあっては、零）

イ 当該社員が履行した出資により持分会社に対し払込み又は給付がされた財産（当該財産がロに規定する財産に該当する場合における当該財産を除く。）の価額  
 ロ 当該社員が履行した出資により持分会社に対し払込み又は給付がされた財産（当該財産の持分会社における帳簿価額として、当該財産の払込み又は給付をした者における当該払込み又は給付を行った者における当該払込み又は給付の直前の帳簿価額を付すべき場合における当該財産に限る。）の払込み又は給付をした者における当該払込み又は給付の直前の帳簿価額の合計額

ハ 当該出資の履行の受領に係る費用の額のうち、持分会社が資本金又は資本剩余金から減ずるべき額と定めた額

イ 持分会社が社員に対して出資の履行をすべきことを請求する権利に係る債権を資産として計上することと定めた場合 当該債権の価額  
 ハ 当該出資の履行の受領に係る費用の額のうち、持分会社が資本剩余金の額とするものと定めた場合 当該資本剩余金の額

2 持分会社の資本金の額は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が減少するものとする。  
 一 持分会社が退社する社員に對して持分の払戻しをする場合（合同会社にあっては、法第六百二十七条の規定による手続をとった場合に限る。）当該退社する社員の出資につき資本金の額に計上されていた額  
 二 持分会社が持分に対する出資の払戻しをする場合（合同会社にあっては、法第六百二十七条の規定による手續をとった場合に限る。）当該退社する社員の出資につき資本金の額に計上されていた額以下に限る。）  
 三 持分会社（合同会社を除く。）が資産として計上している前項第二号の債権を資産として計上しないことと定めた場合 当該債権につき資本金に計上されていた額  
 四 持分会社（合同会社を除く。）が資本金の額の全部又は一部を資本剩余金の額とするものと定めた場合 当該資本剩余金の額とするものと定めた額に相当する額  
 五 損失のてん補に充てる場合（合同会社にあっては、法第六百二十七条の規定による手続をとった場合に限る。）持分会社が資本金の額の範囲内で損失のてん補に充てるものとして定めた額

### (資本剩余金の額)

持分会社の資本剩余金の額は、第四節に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。

一 社員が出資の履行をした場合（履行をした出資に係る次号の債権が資産として計上されている場合を除く。）イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額  
 ロ 前条第一項第一号イ及びロに掲げる額の合計額からハに掲げる額を減じて得た額  
 ハ 当該出資の履行に際して資本金の額に計上した額

- 二 持分会社が社員に対して出資の履行をすべきことを請求する権利に係る債権を資産として計上することと定めた場合 イに掲げる額から口に掲げる額を減じて得た額  
 イ 前条第一項第二号に定める額  
 ロ 当該決定に際して資本金の額に計上した額
- 三 持分会社（合同会社を除く。）が資本金の額の全部又は一部を資本剰余金の額とするものと定めた場合 当該資本剰余金の額とするものと定めた額  
 四 損失のてん補に充てる場合（合同会社にあっては、法第六百二十七条の規定による手続をとつた場合に限る。） 持分会社が資本金の額の範囲内で損失のてん補に充てるものとして定めた額
- 五 前各号に掲げるもののほか、資本剰余金の額を増加させることができた場合 適切な額  
 二 持分会社の資本剰余金の額は、第四節に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が減少するものとする。ただし、利益の配当により払い戻した財産の帳簿価額に相当する額は、資本剰余金の額からは控除しないものとする。
- 一 持分会社が退社する社員に対して持分の払戻しをする場合 当該退社する社員の出資につき資本剰余金の額に計上されていた額
- 二 持分会社が社員に対して出資の払戻しをする場合 当該出資の払戻しにより払戻しをする出資の価額から当該出資の払戻しをする場合において前条第一項の規定により資本金の額を減少する額を減じて得た額
- 三 持分会社（合同会社を除く。）が資産として計上している前項第二号の債権を資産として計上しないことと定めた場合 当該債権につき資本剰余金に計上されていた額
- 四 持分会社が資本剰余金の額の全部又は一部を資本金の額とするものと定めた場合 当該資本剰余金の額とするとものと定めた額に相当する額
- 五 合同会社が第九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により資産として計上している前項第二号の債権を資産として計上しないことと定めたものとみなされる場合 当該債権につき資本剰余金に計上されていた額
- 六 前各号に掲げるもののほか、資本剰余金の額を減少させることが適切な場合 適切な額
- 第三十二条** 持分会社の利益剰余金の額は、第四節に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。
- 一 当期純利益金額が生じた場合 当該当期純利益金額
- 二 持分会社が退社する社員に対して持分の払戻しをする場合 イに掲げる額から口に掲げる額を減じて得た額（零未満である場合には、零）  
 イ 当該持分の払戻しを受けた社員の出資につき資本剰余金の額に計上されていた額の合計額  
 ロ 当該持分の払戻しにより払い戻した財産の帳簿価額
- 三 前二号に掲げるもののほか、利益剰余金の額を増加させることができた場合 適切な額  
 二 持分会社の利益剰余金の額は、第四節に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が減少するものとする。ただし、出資の払戻しにより払い戻した財産の帳簿価額に相当する額は、利益剰余金の額からは控除しないものとする。
- イ 当該持分の払戻しにより払い戻した財産の帳簿価額
- ロ 当該持分の払戻しを受けた社員の出資につき資本剰余金の額に計上されていた額の合計額  
 ハ 当該持分の払戻しを受けた社員の出資につき資本剰余金の額に計上されていた額の合計額
- 三 社員が出資の履行をする場合（第三十条第一項第一号イ及びロに掲げる額の合計額が零未満である場合に限る。） 当該合計額

- 第三十三条** 株式会社が組織変更をする場合には、組織変更後持分会社の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。
- 一 資本金の額 組織変更の直前の株式会社の資本金の額  
 二 資本剰余金の額 イに掲げる額から口及びハに掲げる額の合計額を減じて得た額  
 三 組織変更をする株式会社の資本準備金の額及びその他資本剰余金の額の合計額  
 ハ 組織変更をする株式会社の株主に対して交付する組織変更後持分会社の持分以外の財産の帳簿価額（組織変更後持分会社の社債（自己社債を除く。次号ロにおいて同じ。）にあっては、当該社債に付すべき帳簿価額）のうち、株式会社が資本剰余金の額から減ずるべき額と定めた額
- 四 前三号に掲げるもののほか、利益剰余金の額を減少させることができた場合 適切な額  
**第三節** 組織変更に際しての株主資本及び社員資本
- 第三十四条** 持分会社が組織変更をする場合には、組織変更後株式会社の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。
- 一 資本金の額 組織変更の直前の持分会社の資本金の額  
 二 資本準備金の額 零
- 三 その他資本剰余金の額 イに掲げる額から口に掲げる額を減じて得た額  
 一 資本準備金の額 組織変更の直前の持分会社の資本剰余金の額  
 二 帳簿価額（組織変更後株式会社の株式以外の財産の帳簿価額（組織変更後株式会社の社債等（自己社債を除く。第五号ロにおいて同じ。）については、当該社債等に付すべき帳簿価額）のうち、組織変更をする持分会社が資本剰余金の額から減ずるべき額と定めた額）
- 四 その他利益剰余金の額 イに掲げる額から口に掲げる額を減じて得た額  
 一 組織変更の直前の持分会社の資本剰余金の額  
 二 帳簿価額（組織変更をする持分会社の社債等（自己社債を除く。第五号ロにおいて同じ。）については、当該社債等に付すべき帳簿価額）のうち、組織変更をする持分会社が資本剰余金の額から減ずるべき額と定めた額  
 三 利益準備金の額 零
- 五 その他利益剰余金の額 イに掲げる額から口に掲げる額を減じて得た額  
 一 組織変更の直前の持分会社の利益剰余金の額  
 二 組織変更をする持分会社の社員に対して交付する組織変更後株式会社の株式以外の財産の帳簿価額（組織変更後株式会社の社債等に付すべき帳簿価額）のうち、組織変更をする持分会社がその他の利益剰余金の額から減ずるべき額と定めた額
- 第四節** 吸収合併、吸收分割、株式交換及び株式交付に際しての株主資本及び社員資本
- 第一款** 吸収合併
- （吸収型再編対価の全部又は一部が吸収合併存続会社の株主資本等の変動額）  
 ハ 吸収合併存続会社において変動する株主資本等の総額（次項において「株主資本等変動額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法に従い定まる額とする。
- 一 当該吸収合併が支配取得に該当する場合（吸収合併消滅会社による支配取得に該当する場合を除く。） 吸収型再編対価の全部又は一部が吸収合併存続会社の株式又は持分である場合には、当該吸収合併存続会社ににおいて変動する株主資本等の総額（次項において「株主資本等変動額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法に従い定まる額とする。
- 二 吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社が共通支配下関係にある場合 吸収型再編対象財産の時価を基礎として算定する方法（前号に定める方法によるべき部分にあつては、当該方法）

三 前二号に掲げる場合以外の場合 前号に定める方法  
前項の場合は、又合併する会社の資本及び資本

前項の場合には、吸收合併存続会社の資本金及び資本剩余金の増加額は、株主資本等変動額の範囲内で、吸收合併存続会社が吸收合併契約の定めに従いそれぞれ定めた額とし、利益剰余金の額は変動しないものとする。ただし、株主資本等変動額が零未満の場合には、当該株主資本等変動額のうち、対価自己株式の処分により生ずる差損の額をその他資本剰余金（当該吸收合併存続会社が持分会社の場合にあつては、資本剰余金。次条において同じ）の減少額とし、その余の額をその他の利益剰余金（当該吸收合併存続会社が持分会社の場合にあつては、利益剰余金。次条において同じ。）の減少額とし、資本金、資本準備金及び利益準備金の額は変動しないものとする。

**第三十六条** 前条の規定にかかわらず、吸收型再編対価の全部が吸收合併存続会

2 である場合であつて、吸收合併消滅会社における吸收合併の直前の株主資本等を引き継ぐものとして計算することが適切であるときには、吸收合併の直前の吸收合併消滅会社の資本金、資本剰余金及び利益剰余金の額をそれぞれ当該吸收合併存続会社の資本金、資本剰余金及び利益剰余金の変動額とすることができる。ただし、対価自己株式又は先行取得分株式等がある場合にあつては、当該対価自己株式又は当該先行取得分株式等の帳簿価額を吸收合併の直前の吸收合併消滅会社のその他資本剰余金の額から減じて得た額を吸收合併存続会社のその他資本剰余金の変動額とする。

吸收型再編対価が存しない場合であつて、吸收合併消滅会社における吸收合併の直前の株主資本等を引き継ぐものとして計算することが適切であるときには、吸收合併の直前の吸收合併消滅会社の資本金及び資本剰余金の合計額を当該吸收合併存続会社のその他資本剰余金の変動額とし、吸收合併の直前の利益剰余金の額を当該吸收合併存続会社のその他利益剰余金の変動額とすることができる。ただし、先行取得分株式等がある場合にあつては、当該先行取得分株式等の帳簿価額を吸收合併の直前の吸收合併消滅会社の資本金及び資本剰余金の合計額から減じて得た額を吸收合併存続会社のその他資本剰余金の変動額とする。

## 第二款 吸收分割

(吸收型再編対価の全部又は一部が吸收分割承継会社の株式又は持分である場合における吸收分割承継会社の株主資本等の変動額)

吸收分割承継会社において変動する株主資本等の総額（次項において「株主資本等変動額」といいう。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法に従い定まる額とする。  
一 当該吸收分割が支配取得に該当する場合（吸收分割会社による支配取得に該当する場合を除く。）吸收型再編対価時価又は吸收型再編対象財産の時価を基礎として算定する方法  
二 前号に掲げる場合以外の場合は、又は前項第2号に該当する場合（前号に該当する場合は、

二 前号に掲げる場合以外であつて 吸收合併文書が原本に時価を付すべきとき 前号は 定める方法

四 吸收型再編対象財産の吸收分割の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法（第一号に定める方法によるべき部分にあっては、当該方法）  
前三号に掲げる場合以外の場合 前号に定める方法

前項の場合には、吸收分割承継会社の資本金及び資本剩余额の増加額は、株主資本等変動額の

範囲内で、吸収分割承継会社が吸収分割契約の定めに従いそれぞれ定めた額とし、利益剰余金の額は変動しないものとする。ただし、株主資本等変動額が零未満の場合には、当該株主資本等変動額のうち、対価自己株式の処分により生ずる差損の額をその他資本剰余金（当該吸収分割承継会社が持分会社の場合にあつては、資本剰余金。次条において同じ。）の減少額とし、その余の額をその他利益剰余金（当該吸収分割承継会社が持分会社の場合にあつては、利益剰余金。次条において同じ。）の減少額とし、資本金、資本準備金及び利益準備金の額は変動しないものとする。

(株主資本等を引き継ぐ場合における吸収分割承継会社の株主資本等の変動額、前項の見三二、四二、分割並びに分割による又は分割による新規付

**第三十九条** 前条の規定にかかる場合は、分割型吸收分割における吸収型賃金の全部が吸収分割承継会社の株式又は持分である場合であつて、吸収分割会社における吸収分割の直前の株主資本等の全部又は一部を引き継ぐものとして計算する事が適切であるときには、分割型吸收分割により変動する吸収分割会社の資本金、資本剰余金及び利益剰余金の額をそれぞれ当該吸収分割承継会社の資本金、資本剰余金及び利益剰余金の変動額とする事ができる。ただし、対価自己株式がある場合にあつては、当該対価自己株式の帳簿価額を吸収分割により変動する吸収分割会社のその他資本剰余金の額から減じて得た額を吸収分割承継会社のその他資本剰余金の変動額とす。

第三款 株式交換

**第三十九条** 吸收型再編対価の全部又は一部が株式交換完全親会社の株式又は持分である場合は、株式交換完全親会社において変動する株主資本等の総額（以下この条において「株主資本等変動額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法に従い定まる額とする。

一 当該株式交換が支配取得に該当する場合（株式交換完全子会社による支配取得に該当する場合を除く。） 吸收型再編対価時価又は株式交換完全子会社の株式の時価を基礎として算定する方法

二  
株

三 社の財産の株式交換の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法（前号に定める方法によるべき部分にあっては、当該方法）  
（前二号に掲げる場合以外の場合） 前号に定める方法

前半は特に在場者以外の場合

2 前項の場合には、株式交換完全親会社の資本金及び資本剰余金の増加額は、株主資本等変動額の範囲内で、株式交換完全親会社が株式交換契約の定めに従い定めた額とし、利益剰余金の額は変動しないものとする。ただし、法第七百九十九条（法第八百二条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による手続をとっている場合にあっては、株式交換完全

親会社の資本金及び資本準備金の増加額は、株主資本等変動額に對価自己株式の帳簿価額を加えて得た額に株式発行割合（当該株式交換に際して発行する株式の数を当該株式の数及び對価自己株式の数の合計数で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額から株主資本等変動額まで（株主

式交換契約の定めに従いそ  
は、株主資本等変動額（一

3  
は株主資本等変動額」とし、当該客の合計額を株主資本等変動額から減じて得た額をその他の資本剰余金の変動額とする。

前項の規定にかかわらず、株主資本等変動額が零未満の場合には、当該株主資本等変動額のうち、対価自己株式の処分により生ずる差損の額をその他資本剰余金（当該株式交換完全親会社が持分会社の場合にあっては、資本剰余金）の減少額とし、その余の額をその他利益剰余金（当該株式交換完全親会社が持分会社の場合にあっては、利益剰余金）の減少額とし、資本金、資本準備金及び利益準備金の額は変動しないものとする。

**第三十九条の二** 株式交付に際し、株式交付親会社において変動する株主資本等の総額（以下この条において「株主資本等変動額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法に従い定まる額とする。

一 当該株式交付が支配取得に該当する場合（株式交付子会社による支配取得に該当する場合を除く。）吸収型再編対価又は株式交付子会社の株式及び新株予約権等の時価を基礎として算定する方法

二 株式交付親会社と株式交付子会社が共通支配下関係にある場合 株式交付子会社の財産の株式交付の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法（前号に定める方法によるべき部分にあっては、当該方法）

三 前二号に掲げる場合以外の場合 前号に定める方法

2 前項の場合は、株式交付親会社の資本金及び資本剰余金の増加額は、株主資本等変動額の範囲内で、株式交付親会社が株式交付計画の定めに従い定めた額とし、利益剰余金の額は変動しないものとする。ただし、法第八百六十六条の八の規定による手続をとつている場合を除く。当該場合は、株式交付親会社の資本金及び資本準備金の増加額は、株主資本等変動額に対価自己株式の帳簿価額を加えて得た額に株式発行割合（当該株式交付に際して発行する株式の数を当該株式の数及び対価自己株式の数の合計数で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額から株主資本等変動額まで（株主資本等変動額に対価自己株式の帳簿価額を加えて得た額に株式発行割合を乗じて得た額が株主資本等変動額）の範囲内で、株式交付親会社が株式交付計画の定めに従いそれぞれ定めた額とし、当該額の合計額を株主資本等変動額から減じて得た額をその他資本剰余金の変動額とする。

3 前項の規定にかかるらず、株主資本等変動額が零未満の場合には、当該株主資本等変動額のうち、対価自己株式の処分により生ずる差損の額をその他資本剰余金の減少額とし、その余の額をその他利益剰余金の減少額とし、資本金、資本準備金及び利益準備金の額は変動しないものとする。

## 第五節 吸収分割会社等の自己株式の処分

### （吸収分割会社の自己株式の処分）

**第四十条** 吸収分割により吸収分割会社（株式会社に限る。）が自己株式を吸収分割承継会社に承継させる場合には、当該吸収分割後の吸収分割会社のその他資本剰余金の額は、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号に掲げる額を減じて得た額とする。

一 吸収分割の直前の吸収分割会社のその他資本剰余金の額  
二 吸收分割会社が交付を受ける吸収型再編対価に付すべき帳簿価額のうち、次号の自己株式の対価となるべき部分に係る額  
三 吸収分割承継会社に承継させる自己株式の帳簿価額

2 前項に規定する場合には、自己株式対価額は、同項第二号に掲げる額とする。  
(株式交換完全子会社の自己株式の処分)

**第四十一条** 株式交換完全子会社が株式交換に際して自己株式を株式交換完全親会社に取得される場合には、当該株式交換後の株式交換完全子会社のその他資本剰余金の額は、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号に掲げる額を減じて得た額とする。

一 株式交換の直前の株式交換完全子会社のその他資本剰余金の額  
二 株式交換完全子会社が交付を受ける吸収型再編対価に付すべき帳簿価額  
三 株式交換完全親会社に取得させる自己株式の帳簿価額

2 前項に規定する場合には、自己株式対価額は、同項第二号に掲げる額とする。  
(株式移転完全子会社の自己株式の処分)

**第四十二条** 株式移転完全子会社が株式移転に際して自己株式を株式移転設立完全親会社に取得される場合には、当該株式移転後の株式移転完全子会社のその他資本剰余金の額は、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号に掲げる額を減じて得た額とする。

一 株式移転の直前の株式移転完全子会社のその他資本剰余金の額

二 株式移転完全子会社が交付を受ける新設型再編対価に付すべき帳簿価額のうち、次号の自己株式の対価となるべき部分に係る額

三 株式移転設立完全親会社に取得させる自己株式の帳簿価額

2 前項に規定する場合には、自己株式対価額は、同項第二号に掲げる額とする。

**第五節の二** 取締役等の報酬等として株式を交付する場合の株主資本（取締役等が株式会社に対し割当日後にその職務の執行として募集株式を対価とする役務を提供する場合における株主資本の変動額）

**第四十二条の一** 法第二百二条の二第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により募集株式を引き受ける者の募集を行う場合において、当該募集株式を引き受けた取締役又は執行役（以下この節及び第五十四条の一において「取締役等」という。）が株式会社に対し当該募集株式に係る割当日（法第二百二条の二第一項第二号に規定する割当日をいう。以下この節及び第五十四条の二において同じ。）後にその職務の執行として当該募集株式を対価とする役務を提供するときは、当該募集に係る株式の発行により各事業年度の末日（臨時計算書類を作成しようとして、又は作成した場合においては、臨時決算日。以下この項及び第五項において「株主資本変動日」という。）において増加する資本金の額は、この省令に別段の定めがある場合を除き、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額に株式発行割合（当該募集に際して発行する株式の数を当該募集に際して発行する株式の数及び処分する自己株式の数の合計数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額（零未満である場合においては、零。以下この条において「資本金等増加限度額」という。）とする。

イ 取締役等が当該株主資本変動日までにその職務の執行として当該株式会社に提供した役務（当該募集株式を対価とするものに限る。口において同じ。）の公正な評価額

ロ 取締役等が当該株主資本変動日の直前の株主資本変動日までにその職務の執行として当該株式会社に提供した役務の公正な評価額

一 一イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（零未満である場合においては、零）

2 法第二百九十九条第一項第五号に掲げる事項として募集株式の交付に係る費用の額のうち、株式会社が資本金等増加限度額から減ずるべき額と定めた額

3 前項の規定により資本金として計上しないこととした額は、資本準備金として計上しなければならない。

4 法第二百二条の二第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により募集株式を引き受ける者の募集を行う場合において、取締役等が株式会社に対し当該募集株式に係る割当日後にその職務の執行として当該募集株式を対価とする役務を提供するときは、当該割当日において、当該募集に際して処分する自己株式の帳簿価額をその他資本剰余金の額から減ずるものとする。

5 法第二百二条の二第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により募集株式を引き受ける者の募集を行う場合において、取締役等が株式会社に対し当該募集株式に係る割当日後にその職務の執行として当該募集株式を対価とする役務を提供するときは、各株主資本変動日ににおいて変動する次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 その他資本剰余金の額 第一項第一号に掲げる額から同項第一号に掲げる額を減じて得た額

二 に自己株式分割合（一から株式発行割合を減じて得た割合をいう。）を乗じて得た額

二 その他利益剰余金の額 第一項第一号に掲げる額から同項第一号に掲げる額を減じて得た額

が零未満である場合における当該額に株式発行割合を乗じて得た額

6 法第二百二条の二第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により募集株式を引き受ける者の募集を行う場合において、取締役等が株式会社に対し当該募集株式に係る割当日後にその職務の執行として当該募集株式を対価とする役務を提供するときは、自己株式対価額は、零とする。

7 第二十四条第一項の規定にかかわらず、当該株式会社が法第二百二条の一第一項（同条第三項）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による募集に際して自己株式の処分により取締役等に対して当該株式会社の株式を交付した場合において、当該取締役等が当該株式の割当を受けた際に約したところに従つて当該株式を当該株式会社に無償で譲り渡し、当該株式会社がこれを取得するときは、当該自己株式の処分に際して減少した自己株式の額を、増加すべき自己株式の額とする。

（取締役等が株式会社に対し割当日前にその職務の執行として募集株式を対価とする役務を提供する場合における株主資本の変動額）

第四十二条の三 法第二百二条の二第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により募集株式を引き受けた者の募集を行う場合において、取締役等が株式会社に対し当該募集株式に係る割当日前にその職務の執行として当該募集株式を対価とする役務を提供するときは、当該募集に係る株式の発行により増加する資本金の額は、この省令に別段の定めがある場合を除き、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額に株式発行割合（当該募集に際して発行する株式の数を当該募集に際して発行する株式の数及び処分する自己株式の数の合計数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額（零未満である場合にあっては、零。以下この条において「資本金等増加限度額」という。）とする。

一 第五十四条の二第二項の規定により減少する株式引受権の額

二 法第一百九十九条第一項第五号に掲げる事項として募集株式の交付に係る費用の額のうち、株式会社が資本金等増加限度額から減ずるべき額と定めた額

三 資本金等増加限度額の二分の一を超えない額は、資本金として計上しないことができる。

四 法第二百二条の二第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により募集株式を引き受けた者の募集を行う場合において、取締役等が株式会社に対し当該募集株式を対価として当該募集株式を対価とする役務を提供するときは、当該行為の直前にその職務の執行として当該募集株式を対価とする役務を提供するときは、当該行為の直前の当該額に、当該各号に定める額を加えて得た額とする。

一 その他資本剩余金の額

イ 第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額に自己株式処分割合（一から株式発行割合を減じて得た割合をいう。第五項において同じ。）を乗じて得た額

ロ 当該募集に際して処分する自己株式の帳簿価額

二 その他利益剰余金の額

イ 第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額

ロ が零未満である場合における当該額に株式発行割合を乗じて得た額

イ 法第二百二条の二第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により募集株式を引き受けた者の募集を行う場合において、取締役等が株式会社に対し当該募集株式を対価として当該募集株式を対価とする役務を提供するときは、自己株式対価額は、第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額に自己株式処分割合を乗じて得た額とする。

## 第六節 設立時の株主資本及び社員資本

### 第一款 通常の設立

（株式会社の設立時の株主資本）

第四十三条 法第一百五十五条第一項各号に掲げる方法により株式会社を設立する場合における株式会社の設立時に行う株式の発行に係る法第四百四十五条第一項に規定する株主となる者が当該株式会社に対する払込み又は給付をした財産の額とは、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第

三号に掲げる額を減じて得た額（零未満である場合にあっては、零）とする。

一 法第三十四条第一項又は第六十三条第一項の規定により払込みを受けた金額の額（次のイ又はロに掲げる場合における金額にあっては、当該イ又はロに定める額）

イ 外国通貨をもつて金銭の払込みを受けた場合（ロに掲げる場合を除く。）当該外国の通貨につき払込みがあつた日の為替相場に基づき算出された金額

ロ 当該払込みを受けた金額（イに定める額を含む。）により資本金又は資本準備金の額として計上すべき額を計算することが適切でない場合 当該金額の当該払込みをした者における当該払込みの直前の帳簿価額

二 法第三十四条第一項の規定により金銭以外の財産（以下この条において「現物出資財産」という。）の給付を受けた場合にあっては、当該現物出資財産の給付があつた日における価額（次のイ又はロに掲げる場合における現物出資財産にあっては、当該イ又はロに定める額）

イ 当該株式会社と当該現物出資財産の給付をした者が共通支配下関係となる場合（当該現物出資財産に時価を付すべき場合を除く。）当該現物出資財産の当該給付をした者における当該給付の直前の帳簿価額

三 法第三十二条第一項第三号に掲げる事項として、設立に要した費用の額のうち設立に際しての資本金又は資本準備金の額として計上すべき額から減ずるべき額と定めた額

イ 法第二十五条第一項各号に掲げる方法によるものに限る。以下この条において同じ。）

四 設立時の株式会社のその他利益剰余金の額は、零とする。

五 設立時の株式会社のその他利潤剰余金の額は、零（第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額から同項第三号に掲げる額を減じて得た額が零未満である場合にあっては、当該額）とする。

イ 第一項第二号の規定の適用については、現物出資財産について定款に定めた額と、当該現物出資財産の帳簿価額（当該出資に係る資本金及び資本準備金の額を含む。）とが同一の額でなければならないと解してはならない。

六 設立時の株式会社のその他の利潤剰余金の額は、零とする。

七 設立時の株式会社のその他の利潤剰余金の額は、零とする。

八 設立時の株式会社のその他の利潤剰余金の額は、零とする。

九 設立時の株式会社のその他の利潤剰余金の額は、零とする。

十 設立時の株式会社のその他の利潤剰余金の額は、零とする。

十一 設立時の株式会社のその他の利潤剰余金の額は、零とする。

十二 設立時の株式会社のその他の利潤剰余金の額は、零とする。

十三 設立時の株式会社のその他の利潤剰余金の額は、零とする。

十四 設立時の株式会社のその他の利潤剰余金の額は、零とする。

十五 設立時の株式会社のその他の利潤剰余金の額は、零とする。

十六 設立時の株式会社のその他の利潤剰余金の額は、零とする。

十七 設立時の株式会社のその他の利潤剰余金の額は、零とする。

十八 設立時の株式会社のその他の利潤剰余金の額は、零とする。

十九 設立時の株式会社のその他の利潤剰余金の額は、零とする。

二十 設立時の株式会社のその他の利潤剰余金の額は、零とする。

二十一 設立時の株式会社のその他の利潤剰余金の額は、零とする。

二十二 設立時の株式会社のその他の利潤剰余金の額は、零とする。

二十三 設立時の株式会社のその他の利潤剰余金の額は、零とする。

二十四 設立時の株式会社のその他の利潤剰余金の額は、零とする。

二十五 設立時の株式会社のその他の利潤剰余金の額は、零とする。

二十六 設立時の株式会社のその他の利潤剰余金の額は、零とする。

二十七 設立時の株式会社のその他の利潤剰余金の額は、零とする。

二十八 設立時の株式会社のその他の利潤剰余金の額は、零とする。

二十九 設立時の株式会社のその他の利潤剰余金の額は、零とする。

三十 設立時の株式会社のその他の利潤剰余金の額は、零とする。

三十一 設立時の株式会社のその他の利潤剰余金の額は、零とする。

三十二 設立時の株式会社のその他の利潤剰余金の額は、零とする。

三十三 設立時の株式会社のその他の利潤剰余金の額は、零とする。

三十四 設立時の株式会社のその他の利潤剰余金の額は、零とする。

三十五 設立時の株式会社のその他の利潤剰余金の額は、零とする。

三十六 設立時の株式会社のその他の利潤剰余金の額は、零とする。

## 第二款 新設合併

(支配取得に該当する場合における新設合併設立会社の株主資本等)

**第四十五条** 新設合併が支配取得に該当する場合には、新設合併設立会社の設立時の株主資本等の総額は、次の各号に掲げる部分の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額（次項において「株主資本等変動額」という。）とする。

一 新設合併取得会社に係る部分 当該新設合併取得会社の財産の新設合併の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法に従い定まる額

二 新設合併取得会社以外の新設合併消滅会社に係る部分 当該新設合併消滅会社の株主等に交付される新設型再編対価又は新設型再編対象財産の時価を基礎として算定する方法に従い定まる額

三 前項の場合には、当該新設合併設立会社の設立時の資本金及び資本剰余金の額は、株主資本等変動額の範囲内で、新設合併消滅会社が新設合併契約の定めに従いそれぞれ定めた額とし、利益剰余金の額は零とする。ただし、株主資本等変動額が零未満の場合には、当該額を設立時のその二項において同じ。の額とし、資本金、資本剰余金及び利益準備金の額は零とする。

四 前項の規定にかかるらず、第一項の場合であつて、新設合併取得会社の株主等に交付する新設型再編対価の全部が新設合併設立会社の株式又は持分であるときは、新設合併設立会社の設立時の資本金、資本剰余金及び利益剰余金の額は、次の各号に定める規定を準用してそれぞれ算定される額の合計額とすることができる。

一 新設合併取得会社に係る部分 第四十七条

二 新設合併取得会社以外の新設合併消滅会社に係る部分 第一項（同項第一号に係る部分を除く。）及び前項

（共通支配下関係にある場合における新設合併設立会社の株主資本等）

**第四十六条** 新設合併消滅会社の全部が共通支配下関係にある場合には、新設合併設立会社の設立時の株主資本等の総額は、新設型再編対象財産の新設合併の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法（前条第一項第二号に規定する方法によるべき部分にあっては、当該方法）に従い定まる

五 前項の場合には、新設合併設立会社の設立時の資本金、資本剰余金及び利益剰余金の額は、次の各号に掲げる部分の区分に応じ、当該各号に定める規定を準用してそれぞれ算定される額の合計額とする。

一 株主資本承継消滅会社に係る部分 次条第一項

二 非株主資本承継消滅会社に係る部分 前条第二項

（株主資本等を引き継ぐ場合における新設合併設立会社の株主資本等）

**第四十七条** 前条第一項の場合であつて、新設型再編対価の全部が新設合併設立会社の株式又は持分であり、かつ、新設合併消滅会社における新設合併の直前の株主資本等を引き継ぐものとして計算する事が適切であるときには、新設合併の直前の各新設合併消滅会社の資本金、資本剰余金及び利益剰余金の額をそれぞれ当該新設合併設立会社の設立時の資本金、資本剰余金、資本剰余金及び利益剰余金の各合計額をそれぞれ当該各号に定める規定を適用してそれぞれ算定される額の合計額とする。

六 前項の規定にかかるらず、同項の場合であつて、非対価交付消滅会社があるときは、当該非対価交付消滅会社の資本金及び資本剰余金の合計額を当該非対価交付消滅会社のその他資本剰余金の額とみなして、同項の規定を適用する。

七 前項の規定にかかるらず、同項の場合であつて、非対価交付消滅会社があるときは、当該非対価交付消滅会社の資本金及び資本剰余金の合計額を当該非対価交付消滅会社のその他資本剰余金の額とみなして、同項の規定を適用する。（その他の場合における新設合併設立会社の株主資本等）

**第四十八条** 第四十五条第一項及び第四十六条第一項に規定する場合以外の場合は、新設合併設立会社の設立時の資本金、資本剰余金及び利益剰余金の額は、同条及び前条の定めるところにより計算する。

## 第三款 新設分割

(単独新設分割の場合における新設分割設立会社の株主資本等)

**第四十九条** 新設分割設立会社（二以上の会社が新設分割する場合における新設分割設立会社を除く。以下この条及び次条において同じ。）の設立時における株主資本等の総額は、新設型再編対象財産の新設分割会社における新設分割の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法（当該新設分割会社における新設分割の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法（当該新設型再編対象財産に時価を付すべき場合にあっては、新設型再編対価時価又は新設型再編対象財産の時価を基礎として算定する方法）に従い定まる額（次項において「株主資本等変動額」という。）とする。

一 前項の場合には、新設分割設立会社の資本金及び資本剰余金の額は、株主資本等変動額の範囲内で、新設分割会社が新設分割計画の定めに従いそれぞれ定めた額とし、利益剰余金の額は零とする。ただし、株主資本等変動額が零未満の場合には、当該株主資本等変動額をその他利益剰余金（当該新設合併設立会社が持分会社の場合にあっては、利益剰余金。第四十七条第二項において同じ。）の額とし、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の額は零とする。

二 前項の場合には、新設分割設立会社の資本金及び資本剰余金の額は、株主資本等変動額の範囲内で、新設分割会社が新設分割計画の定めに従いそれぞれ定めた額とし、利益剰余金の額は零とする。ただし、株主資本等変動額が零未満の場合には、当該株主資本等変動額をその他利益剰余金（当該新設合併設立会社が持分会社の場合にあっては、利益剰余金）の額とし、資本金、資本剰余金及び利益準備金の額は零とする。

三 前項の規定にかかるらず、新設分割会社における新設分割の直前の株主資本等の全部又は持分である場合であつて、新設分割会社における新設分割の直前の株主資本等の全部又は一部を引き継ぐものとして計算する事が適切であるときには、分割型新設分割により変動する新設分割会社の資本金、資本剰余金及び利益剰余金の額をそれぞれ新設分割設立会社の設立時の資本金、資本剰余金及び利益剰余金の額とすることができる。

四 前項の場合の新設分割会社における新設分割に際しての資本金、資本剰余金又は利益剰余金の額の変更に関しては、法第二編第五章第三節第二款の規定その他の法の規定に従うものとする。（共同新設分割の場合における新設分割設立会社の株主資本等）

**第五十条** 前条の規定にかかるらず、分割型新設分割の新設型再編対価の全部が新設分割設立会社の株主資本又は持分である場合であつて、新設分割会社における新設分割の直前の株主資本等の全部又は一部を引き継ぐものとして計算する事が適切であるときには、分割型新設分割により変動する新設分割会社の資本金、資本剰余金及び利益剰余金の額をそれぞれ新設分割設立会社の設立時の資本金、資本剰余金及び利益準備金の額とすることができる。

五 前項の場合の新設分割会社における新設分割に際しての資本金、資本剰余金又は利益剰余金の額の変更に関しては、法第二編第五章第三節第二款の規定その他の法の規定に従うものとする。（共同新設分割の場合における新設分割設立会社の株主資本等）

**第五十一条** 二以上の会社が新設分割をする場合には、次に掲げるところに従い、新設分割設立会社の株主資本又は社員資本を計算するものとする。

一 仮に各新設分割会社が他の新設分割会社と共同しないで新設分割を行うことによつて会社を設立するものとみなして、当該会社（以下この条において「仮会社」という。）の計算を行う。

二 各仮会社が新設合併をすることにより設立される会社が新設分割設立会社となるものとみなして、当該新設分割設立会社の計算を行う。

## 第四款 株式移転

**第五十二条** 株式移転設立完全親会社の設立時における株主資本の総額は、次の各号に掲げる部分の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額（次項において「株主資本変動額」という。）とする。

一 当該株式移転が株式移転完全子会社による支配取得に該当する場合における他の株式移転完全子会社に係る部分 当該他の株式移転完全子会社の株主に対し交付する新設型再編対価時価又は当該他の株式移転完全子会社の株式の時価を基礎として算定する方法に従い定まる額

二 株式移転完全子会社の全部が共通支配下関係にある場合における当該株式移転完全子会社に係る部分 当該株式移転完全子会社における財産の帳簿価額を基礎として算定する方法（前号に規定する方法によるべき部分にあっては、当該方法）に従い定まる額

三 前二号に掲げる部分以外の部分 前号に規定する方法に従い定まる額

一 前項の場合には、当該株式移転設立完全親会社の設立時の資本金及び資本剰余金の額は、株主資本変動額の範囲内で、株式移転完全子会社が株式移転計画の定めに従い定めた額とし、利益剰余金の額は零とする。ただし、株主資本変動額が零未満の場合にあっては、当該額を設立時のその他利益剰余金の額とし、資本金、資本剰余金及び利益準備金の額は零とする。



いて同じ。)に基づき行う行為についての当該更生会社が計上すべきのれん、純資産その他の計算に関する事項は、この省令の規定にかかるわらず、更生計画の定めるところによる。

2 更生計画(会社更生法第二条第二項並びに金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号。以下この条において「更生特例法」という。)第四条第二項及び第一百六十九条第二項に規定する更生計画をいう。以下この条において同じ。)において株式会社を設立することを定めた場合(新設合併、新設分割又は株式移転により株式会社を設立することを定めた場合を除く。)には、当該株式会社の設立時ののれん、純資産その他の計算に関する事項は、この省令の規定にかかるわらず、更生計画の定めるところによる。

3 更生計画において会社(更生会社を除く。)が更生会社等(更生会社並びに更生特例法第四条第七項に規定する更生協同組織金融機関及び更生特例法第六百六十九条第七項に規定する更生会社をいう。次項において同じ。)の更生債権者等(会社更生法第二条第十三項並びに更生特例法第四条第十三項及び第一百六十九条第十三項に規定する更生債権者等をいう。以下この条において同じ。)に対して吸収合併又は株式交換に際して交付する金銭等を割り当てた場合には、当該更生債権者等に対する交付する金銭等の価格も当該吸収合併又は株式交換に係る吸収型再編対価として考慮するものとする。

4 更生計画において新設合併又は株式移転により設立される会社が更生会社等の更生債権者等に対して新設合併又は株式移転に際して交付する株式、持分又は社債等を割り当てた場合には、当該更生債権者等に対して交付する株式、持分又は社債等の価格も当該新設合併又は株式移転に係る新設型再編対価として考慮するものとする。

**第三編 計算関係書類**

## 第一章 総則

### 表示の原則

**第五十七条** 計算関係書類に係る事項の金額は、一円単位、千円単位又は百万円単位をもつて表示するものとする。

2 計算関係書類は、日本語をもつて表示するものとする。ただし、その他の言語をもつて表示することが不适当的な場合は、この限りでない。

3 計算関係書類(各事業年度に係る計算書類の附属明細書を除く。)の作成については、貸借対照表、損益計算書その他計算関係書類を構成するものごとに、一の書面その他の資料として作成をしなければならないものと解してはならない。

#### 第二節 株式会社の計算書類

(成立の日の貸借対照表)

**第五十八条** 法第四百三十五条第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、株式会社の成立の日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。

(各事業年度に係る計算書類)

**第五十九条** 法第四百三十五条第二項に規定する法務省令で定めるものは、この編の規定に従い作成される株主資本等変動計算書及び個別注記表とする。

2 各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日(当該事業年度の前事業年度がない場合における会計年度)から当該事業年度の末日までの期間とする。

(各事業年度に係る計算書類)

**第六十条** 法第四百三十五条第二項の規定により作成すべき各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日(当該事業年度がない場合における会計年度)から当該事業年度の末日までの期間とする。

2 法第四百三十五条第二項の規定により作成すべき各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日(当該事業年度がない場合における会計年度)から当該事業年度の末日までの期間とする。

3 法第四百三十五条第二項の規定により作成すべき各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

(臨時計算書類)

**第六十一条** 臨時計算書類の作成に係る期間(次項において「臨時会計年度」という。)は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日(当該事業年度の前事業年度がない場合は、成立の日)から臨時決算日までの期間とする。

2 臨時計算書類は、臨時会計年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

3 株式会社が臨時計算書類を作成しようとする場合において、当該株式会社についての最終事業年度がないときは、当該株式会社の成立の日から最初の事業年度が終結する日までの間、当該最初の事業年度に属する一定の日を臨時決算日とみなして、法第四百四十二条の規定を適用することができる。

#### 第三節 株式会社の連結計算書類

(連結計算書類)

**第六十二条** 法第四百四十四条第一項に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるいずれかのものとする。

一 この編(第一百二十条から第一百二十三条の三までを除く。)の規定に従い作成される次のイからニまでに掲げるものの

イ 連結貸借対照表

ロ 連結損益計算書

ハ 連結株主資本等変動計算書

ニ 連結注記表

二 第百二十条の規定に従い作成されるもの

三 第百二十条の二の規定に従い作成されるもの

四 第百二十条の三の規定に従い作成されるもの

(連結会計年度)

**第六十三条** 株式会社は、その全ての子会社を連結の範囲に含めなければならない。ただし、次のいずれかに該当する子会社は、連結の範囲に含めないものとする。

一 財務及び事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。)に対する支配が一時的であると認められる子会社

二 連結の範囲に含めることにより当該株式会社の利害関係人の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる子会社

(連結の範囲)

**第六十四条** 株式会社の事業年度の末日と異なる日をその事業年度の末日とする連結子会社は、当該株式会社の事業年度の末日ににおいて、連結計算書類の作成の基礎となる計算書類を作成するため必要とされる決算を行わなければならない。ただし、当該連結子会社の事業年度の末日と当該株式会社の事業年度の末日との差異が三箇月を超えない場合において、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結計算書類を作成するときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により連結計算書類を作成する場合には、連結子会社の事業年度の末日と当該株式会社の事業年度の末日が異なることから生ずる連結会社相互間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、調整をしなければならない。

(連結貸借対照表)

**第六十五条** 連結貸借対照表は、株式会社の連結会計年度に対応する期間に係る連結会社の貸借対照表(連結子会社が前条第一項本文の規定による決算を行う場合における当該連結子会社の貸借対照表については、当該決算に係る貸借対照表)の資産、負債及び純資産の金額を基礎として作成しなければならない。この場合においては、連結会社の貸借対照表に計上された資産、負債及び純資産の金額を連結貸借対照表の適切な項目に計上することができる。

## (連結損益計算書)

**第六十六条** 連結損益計算書は、株式会社の連結会計年度に対応する期間に係る連結会社の損益計算書（連結子会社が第六十四条第一項本文の規定による決算を行う場合における当該連結子会社の損益計算書について、当該決算に係る損益計算書）の収益若しくは費用又は利益若しくは損失の金額を基礎として作成しなければならない。この場合においては、連結会社の損益計算書に計上された収益若しくは費用又は利益若しくは損失の金額を連結損益計算書の適切な項目に計上することができる。

## (連結株主資本等変動計算書)

**第六十七条** 連結株主資本等変動計算書は、株式会社の連結会計年度に対応する期間に係る連結会社の株主資本等変動計算書（連結子会社が第六十四条第一項本文の規定による決算を行う場合における当該連結子会社の株主資本等変動計算書について、当該決算に係る株主資本等変動計算書）の株主資本等（株主資本その他の会社等の純資産をいう。以下この条において同じ。）を基礎として作成しなければならない。この場合においては、連結会社の株主資本等変動計算書に表示された株主資本等に係る額を連結株主資本等変動計算書の適切な項目に計上することができます。

## (連結子会社の資産及び負債の評価等)

**第六十八条** 連結計算書類の作成に当たっては、連結子会社の資産及び負債の評価並びに株式会社の連結子会社に対する投資とこれに対応する当該連結子会社の資本との相殺消去その他必要とする連結会社相互間の項目の相殺消去をしなければならない。

## (持分法の適用)

**第六十九条** 連結計算書類の作成に当たっては、持分法により計算する額をもつて連結貸借対照表に計上しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する非連結子会社及び関連会社に対する投資については、持分法を適用しないものとする。

## 一 財務及び事業の方針の決定に対する影響が一時的であると認められる関連会社

二 持分法を適用することにより株式会社の利害関係人の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる非連結子会社及び関連会社

三 前項の規定により持分法を適用すべき非連結子会社及び関連会社のうち、その損益等からみて、持分法の適用の対象から除くことができる。

## 第四節 持分会社の計算書類

(成立の日の貸借対照表)

**第七十条** 法第六百一十七条第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、持分会社の成立の日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。

(各事業年度に係る計算書類)

**第七十一条** 法第六百一十七条第二項に規定する法務省令で定めるものは、次の各号に掲げる持分会社の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 合名会社及び合資会社 当該合名会社及び合資会社が損益計算書、社員資本等変動計算書又は個別注記表の全部又は一部をこの編の規定に従い作成するものと定めた場合におけるこの編の規定に従い作成される損益計算書、社員資本等変動計算書又は個別注記表

二 合同会社 この編の規定に従い作成される損益計算書、社員資本等変動計算書及び個別注記表

2 各事業年度に係る計算書類の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日（当該事業年度の前事業年度がない場合は、成立の日）から当該事業年度の末日までの期間

とする。この場合において、当該期間は、一年（事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については、一年六箇月）を超えることができない。

3 法第六百一十七条第二項の規定により作成すべき各事業年度に係る計算書類は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

## 第二章 貸借対照表等

## (通則)

**第七十二条** 貸借対照表等（貸借対照表及び連結貸借対照表をいう。以下この編において同じ。）については、この章に定めるところによる。

## (貸借対照表等の区分)

**第七十三条** 貸借対照表等は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

## 一 資産

## 二 負債

## 三 純資産

2 資産の部又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適當な名称を付さなければならない。

3 連結会社が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合には、連結貸借対照表の資産の部及び負債の部は、その営む事業の種類ごとに区分することができる。

**第七十四条** 資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目(第二号に掲げる項目を除く。)は、適當な項目に細分しなければならない。

## 一 流動資産

## 二 固定資産

## 三 繰延資産

2 固定資産に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適當な項目に細分しなければならない。

## 一 有形固定資産

## 二 無形固定資産

## 三 投資その他の資産

3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

## 一 次に掲げる資産 流動資産

## 二 現金及び預金（一年内に期限の到来しない預金を除く。）

## 三 受取手形（通常の取引（当該会社の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短

期間に循環して発生する取引をいう。以下この章において同じ。）に基づいて発生した手形債権（破産更生債権等（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準する債権をいう。以下この号において同じ。）で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。）をいう。）

ハ 売掛金（通常の取引に基づいて発生した事業上の未収金（当該未収金に係る債権が破産更生債権等で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該未収金を除く。）をいう。）

二 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

ホ 所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

## ヘ 商品（販売の目的をもつて所有する土地、建物その他の不動産を含む。）

## チ 半製品（自製部分品を含む。）

## ル 原料及び材料（購入部分品を含む。）

## ヌ 仕掛品及び半成工事

ワ	消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品であつて、相当な価額以上のもの
ヲ	前渡金（商品及び原材料（これらに準ずるもの）を含む。）の購入のための前渡金（当該前渡金に係る債権が破産更生債権等で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなるのである場合における当該前渡金を除く。）をいう。）
カ	前払費用であつて、一年内に費用となるべきもの
ヨ	タ その他の資産であつて、一年内に現金化することができると認められるもの
タ	タ 次に掲げる資産（ただし、イからチまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。）有形固定資産
イ	イ 建物及び暖房、照明、通風等の付属設備
ロ	ロ 構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）
ハ	ハ 機械及び装置並びにホイスト、コンベヤー、起重機等の搬送設備その他の付属設備
ニ	ニ 船舶及び水上運搬具
ホ	ホ 鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具
ヘ	ヘ 工具、器具及び備品（耐用年数が一年以上のものに限る。）
ト	ト 土地
チ	チ リース資産（当該会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がイからトまで及びヌに掲げるものである場合に限る。）
リ	リ 建設仮勘定（イからトまでに掲げる資産で事業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）
ヌ	ヌ その他の有形資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの
三	三 次に掲げる資産 無形固定資産
特許権	特許権
借地権	借地権（地上権を含む。）
ト	ト 商標権
ハ	ハ 実用新案権
ロ	ロ 意匠権
ヘ	ヘ 鉱業権
ト	ト 渔業権（入漁権を含む。）
チ	チ ソフトウエア
のれん	のれん リース資産（当該会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がイからチまで及びルに掲げるものである場合に限る。）
ル	ル その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの
四	四 次に掲げる資産 投資その他の資産
イ	イ インターナショナル・ホールディングスの株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。以下同じ。）その他流動資産に属しない有価証券
出資金	出資金
ハ	ハ ロン・ハーバー・ホールディングスの株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。以下同じ。）その他流動資産
ロ	ロ ロン・ハーバー・ホールディングスの株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。以下同じ。）その他流動資産
ト	ト ロン・ハーバー・ホールディングスの株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。以下同じ。）その他流動資産
のれん	のれん ロン・ハーバー・ホールディングスの株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。以下同じ。）その他流動資産
前払年金費用	前払年金費用（連結貸借対照表にあっては、退職給付に係る資産）
ホ	ホ 繰延税金資産
ヘ	ヘ 所有权移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権のうち第一号ホに掲げるもの以外のもの
ト	ト 所有权移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち第一号第一号ヘに掲げるもの以外のもの
チ	チ その他の資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

リ	リ その他の資産であつて、流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属しないもの区分
五	五 繰延資産として計上することが適当であると認められるもの（繰延資産に属する日から起算して一年以内の日をいう（以下この編において同じ。））
四	四 前項に規定する「一年内」とは、次の各号に掲げる貸借対照表等の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して一年以内の日をいう（以下この編において同じ。）
一	一 成立の日における貸借対照表 会社の成立の日
二	二 事業年度に係る貸借対照表 事業年度の末日の翌日
三	三 臨時計算書類の貸借対照表 臨時決算の末日の翌日
四	四 連結貸借対照表 連結会計年度の末日の翌日
（負債の部の区分）	（負債の部の区分）
第七十五条	第七十五条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適當な項目に細分しなければならない。
2	2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。
一	一 次に掲げる負債 流動負債
イ	イ 支払手形（通常の取引に基づいて発生した手形債務をいう。）
ロ	ロ 買掛金（通常の取引に基づいて発生した事業上の未払金をいう。）
ハ	ハ 前受金（受注工事、受注品等に対する前受金をいう。）
ニ	ニ 引当金（資産に係る引当金及び一年内に使用されないと認められるものを除く。）
ホ	ホ 通常の取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの
ヘ	ヘ 未払費用（ア）通常の取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの
ト	ト 前受収益
チ	チ ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、一年内に期限が到来するもの
リ	リ 資産除去債務のうち、一年内に履行されると認められるもの
ヌ	ヌ その他の負債であつて、一年内に支払われ、又は返済されると認められるもの
二	二 次に掲げる負債 固定負債
イ	イ 社債
ロ	ロ 長期借入金
ハ	ハ 引当金（資産に係る引当金、前号ニに掲げる引当金及びニに掲げる退職給付引当金を除く。）
チ	チ 退職給付引当金（連結貸借対照表にあっては、退職給付に係る負債）
ホ	ホ 繰延税金負債
のれん	のれん ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号チに掲げるもの以外のもの
ト	ト ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号チに掲げるもの以外のもの
チ	チ 資産除去債務のうち、前号リに掲げるもの以外のもの
リ	リ その他の負債であつて、流動負債に属しないもの
（純資産の部の区分）	（純資産の部の区分）
第七十六条	第七十六条 純資産の部は、次の各号に掲げる貸借対照表等の区分に応じ、当該各号に定める項目に区分しなければならない。
一	一 株式会社の貸借対照表 次に掲げる項目
イ	イ 株主資本
ロ	ロ 評価・換算差額等
ハ	ハ 株式引受権
二	二 株式会社の連結貸借対照表 次に掲げる項目
新株予約権	新株予約権

イ 株主資本	ロ 次に掲げるいづれかの項目
(1) 評価・換算差額等	株式の帳簿価額のうち、当該株式会社のこれらの会社に対する持分に相当する額
二 その他の包括利益累計額	二 第七項第四号の為替換算調整勘定 外国にある子会社又は関連会社の資産及び負債の換算に用いる為替相場と純資産の換算に用いる為替相場とが異なることによつて生じる換算差額
ハ 株式引受権	三 第七項第五号の退職給付に係る調整累計額 次に掲げる項目の額の合計額
二 新株予約権	イ 未認識数理計算上の差異
ホ 非支配株主持分	ロ 未認識過去勤務費用
三 持分会社の貸借対照表	ハ その他退職給付に係る調整累計額に計上することが適当であると認められるもの
イ 社員資本	(たな卸資産及び工事損失引当金の表示)
ロ 評価・換算差額等	第七十七条 同一の工事契約に係るたな卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額をたな卸資産又は工事損失引当金として流動資産又は流動負債に表示することができる。
二 株主資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、第五号に掲げる項目は、控除項目とする。	第七十八条 各資産に係る引当金は、次項の規定による場合のほか、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもつて表示しなければならない。ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。
一 資本金	2 各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。
二 出資金申込証拠金	(有形固定資産に対する減価償却累計額の表示)
三 資本剩余额	第七十九条 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、次項の規定による場合のほか、当該各形固定資産の項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもつて表示しなければならない。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することができる。
四 利益剰余金	2 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各形固定資産の金額として表示することができる。
五 自己株式	(有形固定資産に対する減価償却累計額の表示)
六 社員資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。	第八十条 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、次項及び第三項の規定による場合のほか、当該各形固定資産の金額（前条第二項の規定により有形固定資産に対する減価償却累計額を当該有形固定資産の金額から直接控除しているときは、その控除後の金額）から直接控除し、その控除残高を当該各形固定資産の金額として表示しなければならない。
一 資本金	2 減価償却を行う各形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各形固定資産の項目に対する控除項目として、減損損失累計額の項目をもつて表示することができる。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。
二 その他資本剰余金	3 前条第一項及び前項の規定により減価償却累計額及び減損損失累計額を控除項目として表示する場合には、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して、減価償却累計額の項目をもつて表示することができる。
三 株式会社の貸借対照表の資本剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。	(無形固定資産の表示)
四 資本準備金	第八十一条 各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各無形固定資産の金額として表示しなければならない。
五 利益準備金	(関係会社株式等の表示)
六 その他利益剰余金	二 新株予約権に係る項目は、自己新株予約権に係る項目を控除項目として区分することができ
七 第四項第二号及び前項第二号に掲げる項目は、適当な名称を付した項目に細分することができ	9 連結貸借対照表についての次の各号に掲げるものに計上すべきものは、当該各号に定めるもの
8 連結貸借対照表についての次の各号に掲げるものに計上すべきものは、当該各号に定めるもの	とする。
9 連結貸借対照表についての次の各号に掲げるものに計上すべきものは、当該各号に定めるもの	一 第二項第五号の自己株式 次に掲げる額の合計額

(繰延税金資産等の表示)

第八十三条 繰延税金資産の金額及び繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

2 連結貸借対照表に係る前項の規定の適用については、同項中「その差額」とあるのは、「異なる納税主体に係るもの」を除き、その差額とする。

(繰延資産の表示)

第八十四条 各繰延資産に対する償却累計額は、当該各繰延資産の金額から直接控除し、その控除

残高を各繰延資産の金額として表示しなければならない。

(連結貸借対照表ののれん)

第八十五条 連結貸借対照表に表示するのれんには、連結子会社に係る投資の金額がこれに対応する連結子会社の資本の金額と異なる場合に生ずるのれんを含むものとする。

(新株予約権の表示)

第八十六条 自己新株予約権の額は、新株予約権の金額から直接控除し、その控除残高を新株予約権の金額として表示しなければならない。ただし、自己新株予約権を控除項目として表示するこ

(通則) 損益計算書等

第八十七条 損益計算書等(損益計算書及び連結損益計算書をいう。以下この編において同じ。)について、この章の定めるところによる。

(損益計算書等の区分)

第八十八条 損益計算書等は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。この場合において、各項目について細分することが適当な場合には、適当な項目に細分することができる。

一 売上高 (売上高以外の名称を付すことが適当な場合には、当該名称を付した項目。以下同じ。)  
二 売上原価  
三 販売費及び一般管理費  
四 営業外収益  
五 営業外費用  
六 特別利益  
七 特別損失

2 特別利益に属する利益は、固定資産売却益、前期損益修正益、負ののれん発生益その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。  
3 特別損失に属する損失は、固定資産売却損、減損損失、災害による損失、前期損益修正損その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。  
4 前二項の規定にかかわらず、前二項の各利益又は各損失のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益又は損失を細分しないこととすることができる。  
5 連結会社が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合には、連結損益計算書の第一項第一号から第三号までに掲げる収益又は費用は、その営む事業の種類ごとに区分することができる。  
6 次の各号に掲げる場合における連結損益計算書には、当該各号に定める額を相殺した後の額を表示することができる。

一 連結貸借対照表の資産の部に計上されたのれんの償却額及び負債の部に計上されたのれんの償却額が生ずる場合(これらの償却額が重要である場合を除く。)連結貸借対照表の資産の部に計上されたのれんの償却額及び負債の部に計上されたのれんの償却額  
二 持分法による投資利益及び持分法による投資損失が生ずる場合 投資利益及び投資損失  
7 損益計算書等の各項目は、当該項目に係る収益若しくは費用又は利益若しくは損失を示す適當な名称を付さなければならない。

(売上総損益金額)

第八十九条 売上高から売上原価を減じて得た額(以下「売上総損益金額」という。)は、売上総利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、売上総損益金額が零未満である場合には、零から売上総損益金額を減じて得た額を売上総損失金額として表示しなければならない。

(営業損益金額)

第九十条 売上総損益金額から販売費及び一般管理費の合計額を減じて得た額(以下「営業損益金額」という。)は、営業利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、営業損益金額として表示しなければならない。

(経常損益金額)

第九十一条 営業損益金額に営業外収益を加えて得た額から営業外費用を減じて得た額(以下「経常損益金額」という。)は、経常利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、経常損益金額が零未満である場合には、零から経常損益金額を減じて得た額を経常損失金額として表示しなければならない。

(税引前当期純損益金額)

第九十二条 経常損益金額に特別利益を加えて得た額から特別損失を減じて得た額(以下「税引前当期純損益金額」という。)は、税引前当期純損益金額(連結損益計算書にあっては、税金等調整前当期純損失金額)として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、税引前当期純損益金額が零未満である場合には、零から税引前当期純損益金額を減じて得た額を税引前当期純損失金額(連結損益計算書にあっては、税金等調整前当期純損失金額)として表示しなければならない。

(税引前当期純損益金額)

第九十三条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもつて、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額(連結損益計算書にあっては、税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額)の次に表示しなければならない。

一 当該事業年度(連結損益計算書にあっては、連結会計年度)に係る法人税等

2 法人税等調整額(税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税等の調整額をいう。)(税等)  
3 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、前項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した項目をもつて表示するものとする。ただし、これらの金額の重要な性質が乏しい場合は、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

(当期純損益金額)

第九十四条 第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を減じて得た額(以下「当期純損益金額」という。)は、当期純利益金額として表示しなければならない。

一 税引前当期純損益金額

2 前条第二項に規定する場合(同項ただし書の場合を除く。)において、還付税額があるときは、当該還付税額

3 前条第一項各号に掲げる項目の金額

4 前条第二項に規定する場合(同項ただし書の場合を除く。)において、納付税額があるときは、当該納付税額

5 前項の規定にかかわらず、当期純損益金額が零未満である場合には、零から当期純損益金額を減じて得た額を当期純損失金額として表示しなければならない。

6 連結損益計算書には、次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもつて、当期純利益又は当期純損失金額の次に表示しなければならない。

7 一 当期純利益として表示した額があるときは、当該額のうち非支配株主に帰属するもの  
二 当期純損失として表示した額があるときは、当該額のうち非支配株主に帰属するもの

4 連結損益計算書には、当期純利益金額又は当期純損失金額に当期純利益又は当期純損失のうち  
非支配株主に帰属する額を加減して得た額は、親会社株主に帰属する当期純利益金額又は当期純  
損失金額として表示しなければならない。  
5 第一項及び第二項の規定にかかるわらず、臨時計算書類の損益計算書の当期純損益金額の表示に  
ついては、適当な名称を付すことができる。

#### 第五十五条 削除 第四章 株主資本等変動計算書等

第九十六条 株主資本等変動計算書等（株主資本等変動計算書、連結株主資本等変動計算書及び社  
員資本等変動計算書をいう。以下この編において同じ。）については、この条に定めるところに  
よる。

2 株主資本等変動計算書等は、次の各号に掲げる株主資本等変動計算書等の区分に応じ、当該各  
号に定める項目に区分して表示しなければならない。

#### 一 株主資本等変動計算書 次に掲げる項目

イ 株主資本  
ロ 評価・換算差額等  
ハ 株式引受権  
ニ 新株予約権

#### 二 連結株主資本等変動計算書 次に掲げる項目

イ 株主資本  
ロ 次に掲げるいずれかの項目

(1) 評価・換算差額等  
(2) その他の包括利益累計額

#### 三 株式引受権 ハ 新株予約権

イ 非支配株主持分  
ロ 社員資本

#### 三 社員資本等変動計算書 次に掲げる項目

イ 社員資本  
ロ 評価・換算差額等

一 株主資本等変動計算書の株主資本 次に掲げる項目  
イ 資本金  
ロ 新株式申込証拠金  
ハ 資本剩余额  
ニ 利益剩余额  
ホ 自己株式  
ヨ ロイ

二 連結株主資本等変動計算書の株主資本 次に掲げる項目  
イ 資本金  
ロ 新株式申込証拠金  
ハ 資本剩余额  
ニ 利益剩余额  
ホ 自己株式  
ヨ ロイ

三 社員資本等変動計算書の社員資本 次に掲げる項目

イ 資本剩余额  
ロ 資本剩余金  
ハ 自己株式申込証拠金  
ニ 社員資本等変動計算書の社員資本 次に掲げる項目

4 ハ 利益剰余金  
イ ロ その他資本剰余金 次に掲げる項目  
ロ その他資本準備金  
イ ロ その他利益剰余金  
二 利益剰余金 次に掲げる項目  
イ ロ その他有価証券評価差額金  
二 繰延ヘッジ損益  
三 土地再評価差額金  
四 為替換算調整勘定  
五 退職給付に係る調整累計額  
六 新株予約権に係る項目は、自己新株予約権に係る項目を控除項目として区分することができる。  
7 資本金、資本剰余金、利益剰余金及び自己株式に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについ  
て明らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものは、各変動事由ごとに  
当期変動額及び変動事由を明らかにしなければならない。  
一 当期首残高（遡及適用、誤謬の訂正又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る  
暫定的な会計処理の確定をした場合にあっては、当期首残高及びこれに対する影響額。次項に  
おいて同じ。）  
二 当期変動額  
三 当期末残高  
8 評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額、株式引受権、新株予約権及び非支配株主持分  
に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合におい  
て、第二号に掲げるものについては、その主要なものを変動事由とともに明らかにすることを妨  
げない。  
一 当期首残高  
二 当期変動額  
三 当期末残高  
9 連結株主資本等変動計算書についての次の各号に掲げるものに計上すべきものは、当該各号に  
定めるものとする。  
一 第三項第二号ホの自己株式 次に掲げる額の合計額  
イ ロ 当該株式会社が保有する当該株式会社の株式の帳簿価額  
二 連結子会社並びに持分法を適用する非連結子会社及び関連会社が保有する当該株式会社の  
株式の帳簿価額のうち、当該株式会社のこれらの会社に対する持分に相当する額  
二 第五項第四号の為替換算調整勘定 外国にある子会社又は関連会社の資産及び負債の換算に  
用いる為替相場と純資産の換算に用いる為替相場とが異なることによって生じる換算差額  
三 第五項第五号の退職給付に係る調整累計額 次に掲げる項目の額の合計額  
イ ロ 未認識数理計算上の差異  
ハ その他退職給付に係る調整累計額に計上することが適當であると認められるもの

(通則) 第九十七条 注記表（個別注記表及び連結注記表をいう。以下この編において同じ。）については、

この章の定めるところによる。

（注記表の区分）

第九十八条 注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一 繼続企業の前提に関する注記

二 重要な会計方針に係る事項（連結注記表にあっては、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及び連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更）に関する注記

三 会計方針の変更に関する注記

四 表示方法の変更に関する注記

四の二 会計上の見積りに関する注記

五 会計上の見積りの変更に関する注記

六 誤謬の訂正に関する注記

七 貸借対照表等に関する注記

八 損益計算書に関する注記

九 株主資本等変動計算書（連結注記表にあっては、連結株主資本等変動計算書）に関する注記

十 税効果会計に関する注記

十一 関連当事者との取引に関する注記

十二 金融商品に関する注記

十三 貸貸等不動産に関する注記

十四 持分法損益等に関する注記

十五 リースにより使用する固定資産に関する注記

十六 一株当たり情報に関する注記

十七 重要な後発事象に関する注記

十八 連結配当規制適用会社に関する注記

十八の二 収益認識に関する注記

十九 その他の注記

2 次の各号に掲げる注記表には、当該各号に定める項目を表示することを要しない。

一 会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）の個別注記表 前項第一号、第四号の二、第五号、第七号、第八号及び第十号から第十八号までに掲げる項目

二 会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表 前項第一号、第四号の二、第五号、第十号及び第十八号に掲げる項目

三 会計監査人設置会社であつて、法第四百四十四条第三項に規定するもの以外の株式会社の個別注記表 前項第十四号に掲げる項目

四 連結注記表 前項第八号、第十号、第十一号、第十四号、第十五号及び第十八号に掲げる項目

五 持分会社の個別注記表 前項第一号、第四号の二、第五号及び第七号から第十八号までに掲げる項目

（注記の方法）

第九十九条 貸借対照表等、損益計算書等又は株主資本等変動計算書等の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにしなければならない。

（継続企業の前提に関する注記）

第一百条 継続企業の前提に関する注記は、事業年度の末日において、当該株式会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提（以下この条において「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事

業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）における次に掲げる事項とする。

一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

二 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

三 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

四 当該重要な不確実性の影響を計算書類（連結注記表にあっては、連結計算書類）に反映しているか否かの別

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

一 資産の評価基準及び評価方法

二 固定資産の減価償却の方法

三 引当金の計上基準

四 収益及び費用の計上基準

五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

六 会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、前項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

二 前号に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点

三 前二号に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

四 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記は、次に掲げる事項とする。この場合において、当該注記は当該各号に掲げる事項に区分しなければならない。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

二 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

三 非連結子会社がある場合には、次に掲げる事項

イ 主要な非連結子会社の名称

ロ 非連結子会社を連結の範囲から除いた理由

ハ 株式会社が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等を子会社としなかつたときは、当該会社等の名称及び子会社としなかった理由

二 第六十三条第一項ただし書の規定により連結の範囲から除かれた子会社の財産又は損益にかかる事項であつて、当該企業団の財産及び損益の状態の判断に影響を与えると認められる重要なものがあるときは、その内容

ホ 開示対象特別目的会社（会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第四条に規定する特別目的会社（同条の規定により当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定されるものに限る。）をいう。以下この号及び百十一条において同じ。）がある場合には、次に掲げる事項その他の重要な事項

（1）開示対象特別目的会社の概要

（2）開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額

二 持分法の適用に関する次に掲げる事項

イ 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及びこれらのうち主要な会社等の名称

ロ 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社があるときは、次に掲げる事項

（1）当該非連結子会社又は関連会社のうち主要な会社等の名称

（2）当該非連結子会社又は関連会社に持分法を適用しない理由

- ハ 当該株式会社が議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している会社等を関連会社としなかつたときは、当該会社等の名称及び関連会社としなかつた理由
- 二 持分法の適用の手続について特に示す必要があると認められる事項がある場合には、その内容
- 三 会計方針に関する次に掲げる事項
- イ 重要な資産の評価基準及び評価方法
- ロ 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ハ 重要な引当金の計上基準
- ニ その他連結計算書類の作成のため重要な事項
- 二 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記は、連結の範囲又は持分法の適用の範囲を変更した場合（当該変更が重要性の乏しいものである場合を除く。）におけるその旨及び当該変更の理由とする。
- （会計方針の変更に関する注記）
- 第一百二条の二** 会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における注記は、連結の範囲又は持分法の適用の範囲を除く。とする。ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあっては、第四号口及びハに掲げる事項を省略することができる。
- 一 当該会計方針の変更の内容
- 二 当該会計方針の変更の理由
- 三 遷及適用をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- 四 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遷及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）
- イ 計算書類又は連結計算書類の主な項目に対する影響額
- ロ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遷及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期
- ハ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合は、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項
- （表示方法の変更に関する注記）
- 第一百二条の三** 表示方法の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
- 一 当該表示方法の変更の内容
- 二 当該表示方法の変更の理由
- （会計上の見積りに関する注記）
- 第一百二条の三の二** 会計上の見積りに関する注記は、次に掲げる事項とする。
- 一 会計上の見積りにより当該事業年度に係る計算書類又は連結計算書類にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る計算書類又は連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
- ハ 当該株式会社が議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している会社等を関連会社としなかつたときは、当該会社等の名称及び関連会社としなかつた理由
- 二 個別注記表に注記すべき事項（前項第三号に掲げる事項に限る。）が連結注記表に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。
- （会計上の見積りに関する注記）
- 第一百三条** 個別注記表に注記すべき事項（前項第三号並びに第四号ロ及びハに掲げる事項に限る。）が連結注記表に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合は、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項
- （表示方法の変更に関する注記）
- 第一百三条の二** 表示方法の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
- 一 当該表示方法の変更の内容
- 二 当該表示方法の変更の理由
- （会計上の見積りに関する注記）
- 第一百三条の三** 個別注記表に注記すべき事項（前項第二号に掲げる事項に限る。）が連結注記表に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。
- （会計上の見積りに関する注記）
- 第一百三条の三の二** 会計上の見積りに関する注記は、次に掲げる事項とする。
- 一 会計上の見積りにより当該事業年度に係る計算書類又は連結計算書類にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る計算書類又は連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
- 二 会計方針に関する次に掲げる事項
- イ 重要な資産の評価基準及び評価方法
- ロ 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ハ 重要な引当金の計上基準
- ニ その他連結計算書類の作成のため重要な事項
- 二 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記は、連結の範囲又は持分法の適用の範囲を変更した場合（当該変更が重要性の乏しいものである場合を除く。）におけるその旨及び当該変更の理由とする。
- （会計方針の変更に関する注記）
- 第一百三条の三の三** 会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
- 一 当該会計上の見積りの変更の内容
- 二 当該会計上の見積りの変更の計算書類又は連結計算書類の項目に対する影響額
- 三 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項
- （誤謬の訂正に関する注記）
- 第一百三条の三の四** 誤謬の訂正に関する注記は、誤謬の訂正をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
- 一 当該会計上の見積りの変更の内容
- 二 当該会計上の見積りの変更の計算書類又は連結計算書類の項目に対する影響額
- 三 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項
- （誤謬の訂正に関する注記）
- 第一百三条の五** 誤謬の訂正に関する注記は、誤謬の訂正をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
- 一 当該誤謬の内容
- 二 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- （貸借対照表等に関する注記）
- 第一百三条の六** 貸借対照表等に関する注記は、次に掲げる事項（連結注記表にあっては、第六号から第九号までに掲げる事項を除く。）とする。
- 一 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項
- イ 資産が担保に供されていること。
- ロ イの資産の内容及びその金額
- ハ 担保に係る債務の金額
- 二 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適當な場合にあっては、各資産について流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産ごとに一括した引当金の金額）
- 三 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の減価償却累計額（一括して注記することが適當な場合にあっては、各資産について一括した減価償却累計額）
- 四 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもつて表示した場合にあっては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
- 五 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したもの除外。）があるときは、当該債務の内容及び金額
- 六 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は二以上の項目について一括した金額
- 七 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額
- 八 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額
- 九 当該株式会社の親会社株式の各表示区分別の金額
- （損益計算書に関する注記）
- 第一百三条の七** 損益計算書に関する注記は、関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額とする。

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

**第一百五条** 株主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。この場合において、連続注記表を作成する株式会社は、第二号に掲げる事項以外の事項は、省略することができる。

一 当該事業年度の末日における発行済株式の数（種類株式発行会社にあっては、種類ごとの發行済株式の数）

二 当該事業年度の末日における自己株式の数（種類株式発行会社にあっては、種類ごとの自己株式の数）

三 当該事業年度の末日に行つた剰余金の配当（当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための法第二百二十四条第一項に規定する基準日が当該事業年度中のものを含む。）に関する次に掲げる事項その他の事項

イ 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

ロ 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額（当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合にあっては、当該時価を付した後の帳簿価額）の総額

四 当該事業年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあっては、種類及び種類ごとの数）

五 当該事業年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権（法第二百三十六条第一項第四号の期間の初日が到来してないものを除く。）の目的となる当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあっては、種類及び種類ごとの数）

**第一百六条** 連結株主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一 当該連結会計年度の末日における当該株式会社の発行済株式の総数（種類株式発行会社については、種類ごとの発行済株式の総数）

二 当該連結会計年度中に行つた剰余金の配当（当該連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための法第二百二十四条第一項に規定する基準日が当該連結会計年度中のものを含む。）に関する次に掲げる事項その他の事項

イ 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

ロ 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額（当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合にあっては、当該時価を付した後の帳簿価額）の総額

三 当該連結会計年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあっては、種類及び種類ごとの数）

四 当該連結会計年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権（法第二百三十六条第一項第四号の期間の初日が到来してないものを除く。）の目的となる当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあっては、種類及び種類ごとの数）

**（税効果会計に関する注記）**

**第一百七条** 税効果会計に関する注記は、次に掲げるもの（重要なものを除く。）の発生の主な原因とする。

一 練延税金資産（その算定に当たり控除された金額がある場合における当該金額を含む。）

二 練延税金負債

**（リースにより使用する固定資産に関する注記）**

**第一百八条** リースにより使用する固定資産に関する注記は、ファイナンス・リース取引の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下この条において同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあっては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることを妨げない。

一 当該事業年度の末日における取得原価相当額

二 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額

三 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額

四 前三号に掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項

## (金融商品に関する注記)

**第一百九条** 金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、法第四百四十四条第三項に規定する株式会社以外の株式会社にあっては、第三号に掲げる事項を省略することができる。

一 金融商品の状況に関する事項

二 金融商品の時価等に関する事項

三 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

四 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する前項の注記を要しない。

## (賃貸等不動産に関する注記)

**第一百十条** 賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一 賃貸等不動産の状況に関する事項

二 賃貸等不動産の時価に関する事項

三 連結注記表を作成する株式会社は、個別注記表における前項の注記を要しない。

## (持分法損益等に関する注記)

**第一百一条** 持分法損益等に関する注記は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、第一号に定める事項については、損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連会社を除外することができる。

一 関連会社がある場合 関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額

二 開示対象特別目的会社がある場合 開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

(連結計算書類を作成する株式会社は、個別注記表における前項の注記を要しない。

(関連当事者の取引に関する注記)

**第一百十二条** 関連当事者が会社等であるときは、次に掲げる事項

一 関連当事者との取引に関する注記は、株式会社と関連当事者との間に取引（当該株式会社と第三者との間の取引で当該株式会社と当該関連当事者との間の利益が相反するものを含む。）がある場合における次に掲げる事項であつて、重要なものとする。ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社にあっては、第四号から第六号まで及び第八号に掲げる事項を省略することができる。

二 当該関連当事者が会社等であるときは、次に掲げる事項

一 イ その名称

二 ハ 当該株式会社の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合

二 ハ 当該株式会社の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が個人であるときは、次に掲げる事項

一 イ その氏名

二 ハ 当該株式会社の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合

三 当該株式会社と当該関連当事者の関係

四 取引の内容

五 取引の種類別の取引金額

六 取引条件及び取引条件の決定方針

七 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該事業年度の末日における残高

八 取引条件の変更があつたときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

九 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、前項に規定する注記を要しない。



までの規定にかかわらず、その法令又は準則の定めによる。ただし、その法令又は準則に定めのない事項については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、別記事業（同項の法令又は準則の定めの適用があるものに限る。以下この条において同じ。）の「一以上を兼ねて當む会社が作成すべき計算関係書類の用語、様式及び作成方法について、それらの別記事業のうち、当該会社の事業の主要な部分を占める事業（以下この条において「主要事業」という。）に関して適用される法令又は準則の定めによる。ただし、その主要事業以外の別記事業に関する事項については、主要事業以外の別記事業に関する適用される法令又は準則の定めによることができる。

3 別記事業とその他の事業とを兼ねて當む会社の主要事業が別記事業でない場合には、当該会社が作成すべき計算関係書類の用語、様式及び作成方法について、第一項の規定を適用しないことができる。ただし、別記事業に関する事項については、当該別記事業に関する適用される法令又は準則の定めによることができる。

4 前三項の規定の適用がある会社（当該会社が作成すべき計算関係書類の用語、様式及び作成方法の全部又は一部について別記事業に関して適用される法令又は準則の定めによるものに限る。以下「別記事業会社」という。）が作成すべき計算関係書類について、この省令の規定により表示を要しない事項がある場合においては、当該事項に関して適用される法令又は準則の定めにいかわらず、その表示を省略し、又は適當な方法で表示することができる。

（会社法以外の法令の規定による準備金等）  
法の全部又は一部について別記事業に関して適用される法令又は準則の定めによるものに限る。以下「別記事業会社」という。）が作成すべき計算関係書類について、この省令の規定により表示を要しない事項がある場合においては、当該事項に関して適用される法令又は準則の定めにいかわらず、その表示を省略し、又は適當な方法で表示することができる。

第五百十九条 法以外の法令の規定により準備金又は引当金の名称をもつて計上しなければならない項目をもつて表示しなければならないもの（以下この項において「準備金等」という。）は、固定負債の次に別の区分を設けて表示しなければならない。

2 法以外の法令の規定により準備金又は引当金の名称をもつて計上しなければならない準備金又は引当金がある場合には、次に掲げる事項（第二号の区別をすることが困難である場合にあっては、第一号に掲げる事項）を注記表に表示しなければならない。

一 当該法令の条項  
二 当該準備金又は引当金が一年内に使用されると認められるものであるかどうかの区別

（国際会計基準で作成する連結計算書類に関する特則）

第三百二十条 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十

八号）第三百十二条の規定により連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この条において同じ。）に従うことができるものとされた株式会社の作成すべき連結計算書類は、指定国際会計基準に従つて作成することができる。この場合においては、第一章から第五章までの規定により第六十一条第一号に規定する連結計算書類において表示すべき事項に相当するものを除くその他の事項は、省略することができる。

2 前項の規定により作成した連結計算書類には、指定国際会計基準に従つて作成した連結計算書類である旨を注記しなければならない。

3 第一項後段の規定により省略した事項がある同項の規定により作成した連結計算書類には、前項の規定にかかわらず、第項の規定により作成した連結計算書類である旨及び同項後段の規定により省略した事項がある旨を注記しなければならない。

（修正国際基準で作成する連結計算書類に関する特則）  
第三百三十条の二 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この条において同じ。）に従うことができるものとされた株式会社の作成すべき連結計算書類は、修正国際基準に従つて作成することができる。

2 前項の規定により作成した連結計算書類には、修正国際基準に従つて作成した連結計算書類である旨を注記しなければならない。

3 前条第一項後段及び第三項の規定は、第一項の場合について準用する。  
(米国基準で作成する連結計算書類に関する特則)

第四編 計算関係書類の監査

第一章 通則

第二百二十二条の三 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第三百六十六条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成十四年内閣府令第十一号）附則第三項の規定により、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について米国預託証券の発行等に関する要請されている用語、様式及び作成方法によることができるものとされた株式会社の作成すべき連結計算書類は、米国預託証券の発行等に関する要請されている用語、様式及び作成方法によることができる。

2 前項の規定による連結計算書類には、当該連結計算書類が準拠している用語、様式及び作成方法を注記しなければならない。

3 第二百二十条第一項後段の規定は、第一項の場合について準用する。

## 第二章 会計監査人設置会社以外の株式会社における監査

（監査役の監査報告の内容）  
第二百二十二条 監査役（会計監査人設置会社の監査役を除く。以下この章において同じ。）は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項（監査役会設置会社の監査役の監査報告にあっては、第一号から第四号までに掲げる事項）を内容とする監査報告を作成しなければならない。

2 前項に規定する監査には、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第二条第一項に規定する監査のほか、計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。

（第二章 会計監査人設置会社における監査）  
第二百二十三条 監査役（会計監査人設置会社の監査役を除く。以下この章において同じ。）は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項（監査役会設置会社の監査役の監査報告にあっては、第一号から第四号までに掲げる事項）を内容とする監査報告を作成しなければならない。

2 前項に規定する監査には、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第二条第一項に規定する監査のほか、計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。

（監査役の監査報告の内容等）  
第二百二十三条の二 監査役会（会計監査人設置会社の監査役会を除く。以下この章において同じ。）は、前条第一項の規定により監査役が作成した監査報告（以下この条において「監査役監査報告」という。）に基づき、監査役会の監査報告（以下この条において「監査役会監査報告」という。）を作成しなければならない。

2 監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容が当該事項に係る監査役の監査役監査報告の内容と異なる場合には、当該事項に係る各監査役の監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。

（監査役会の監査報告の内容等）  
第二百二十三条の三 監査役会（会計監査人設置会社の監査役会を除く。以下この章において同じ。）は、前条第一項の規定により監査役が作成した監査報告（以下この条において「監査役監査報告」という。）に基づき、監査役会の監査報告（以下この条において「監査役会監査報告」という。）を作成しなければならない。この場合において、監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容が当該事項に係る監査役の監査役監査報告の内容と異なる場合には、当該事項に係る各監査役の監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。

2 前条第一項第二号から第四号までに掲げる事項

- 二 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- 三 監査役会監査報告を作成した日

法又は情報の送受信により同時に意見の交換をすることができる方法により、監査役会監査報告の内容（前項後段の規定による付記を除く。）を審議しなければならない。（監査報告の通知期限等）

**第一百二十四条** 特定監査役は、次の各号に掲げる監査報告（監査役会設置会社にあっては、前条第一項の規定により作成された監査役会の監査報告に限る。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める日までに、特定取締役に対し、当該監査報告の内容を通知しなければならない。

一 各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書についての監査報告 次に掲げる日のいずれか遅い日

イ 当該計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日

ロ 当該計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

ハ 特定取締役及び特定監査役が合意により定めた日があるときは、その日

二 臨時計算書類についての監査報告 次に掲げる日のいずれか遅い日

イ 当該臨時計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日

ロ 特定取締役及び特定監査役が合意により定めた日があるときは、その日

三 計算関係書類については、特定取締役が第一項の規定により通知を受けたものとする。

イ 、監査役の監査を受けたものとみなす。

四 第一項及び第一項に規定する「特定取締役」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者（当該株式会社が会計参与設置会社である場合にあっては、当該各号に定める者及び会計参与）をいう。

一 第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知をすべき日に、計算関係書類について

二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行った取締役

三 第一項及び第三項に規定する「特定監査役」とは、次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に關するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含み、監査役会設置会社及び会計監査人設置会社を除く。）次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める者

イ 二以上の監査役が存する場合において、第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監査役を定めたとき 当該通知をすべき監査役として定められた監査役

ロ 二以上の監査役が存する場合において、第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監査役を定めていないとき 全ての監査役

ハ イ又はロに掲げる場合以外の場合 監査役

二 監査役会設置会社（会計監査人設置会社を除く。）次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 監査役会が第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監査役を定めた場合 当該通知をすべき監査役として定められた監査役

ロ イに掲げる場合以外の場合 全ての監査役

第三章 会計監査人設置会社における監査  
(計算関係書類の提供)

**第一百五十五条** 計算関係書類を作成した取締役（指名委員会等設置会社にあっては、執行役）は、会計監査人に対して計算関係書類を提供しようとするときは、監査役（監査等委員会設置会社に

あつては監査等委員会の指定した監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会の指定した監査委員）に對しても計算関係書類を提供しなければならない。

(会計監査報告の内容)

**第一百二十六条** 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法及びその内容

二 計算関係書類が当該株式会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見（当該意見が次のイからハまでに掲げる意見である場合には、それぞれ当該イからハまでに定める事項）

イ 無限定期正意見 監査の対象となつた計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨、除外事項並

ハ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨、除外事項並

ハ 不適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が不適正である旨及びその理由

三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四 繼続企業の前提に関する注記に係る事項

五 第二号の意見があるときは、事業報告及びその附属明細書の内容と計算関係書類の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容

六 追記情報

七 会計監査報告を作成した日

二 前項第六号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に關して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 会計方針の変更

二 重要な偶発事象

三 重要な後発事象

(会計監査人設置会社の監査役の監査報告の内容)

**第一百二十七条** 会計監査人設置会社の監査役は、計算関係書類及び会計監査報告（第一百三十条第三項に規定する場合にあっては、計算関係書類）を受領したときは、次に掲げる事項（監査役会設置会社の監査役の監査報告にあっては、第一号から第五号までに掲げる事項）を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監査役の監査の方法及びその内容

二 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（第一百三十条第三項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨）

三 重要な後発事象（会計監査報告の内容となつているもの）を除く。

四 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項

五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

(会計監査人設置会社の監査役会の監査報告の内容等)

**第一百二十八条** 会計監査人設置会社の監査役会は、前条の規定により監査役が作成した監査報告（以下この条において「監査役監査報告」という。）に基づき、監査役会の監査報告（以下この条において「監査役会監査報告」という。）を作成しなければならない。

二 監査役会監査報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容が当該事項に係る監査役の監査役監査報

- 告の内容と異なる場合には、当該事項に係る各監査役の監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。
- 一 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- 二 前条第二号から第五号までに掲げる事項
- 三 監査役会監査報告を作成した日
- 第百二十八条の二** 監査等委員会は、計算関係書類及び会計監査報告（第百三十条第三項に規定する場合にあっては、計算関係書類）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。この場合において、監査等委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査等委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。
- 一 監査等委員会の監査の方法及びその内容
- 二 第百二十七条第二号から第五号までに掲げる事項
- 三 監査報告を作成した日
- 2 前項に規定する監査報告の内容（同項後段の規定による付記を除く。）は、監査等委員会の決議をもって定めなければならない。
- （監査委員会の監査報告の内容）**
- 第百二十九条** 監査委員会は、計算関係書類及び会計監査報告（次条第三項に規定する場合にあっては、計算関係書類）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。この場合において、監査委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。
- 一 監査委員会の監査の方法及びその内容
- 二 第百二十七条第二号から第五号までに掲げる事項
- 三 監査報告を作成した日
- 2 前項に規定する監査報告の内容（同項後段の規定による付記を除く。）は、監査委員会の決議をもって定めなければならない。
- （会計監査報告の通知期限等）**
- 第百三十条** 会計監査人は、次の各号に掲げる会計監査報告の区分に応じ、当該各号に定める日までに、特定監査役及び特定取締役に対し、当該会計監査報告の内容を通知しなければならない。
- 一 各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書についての会計監査報告 次に掲げる日のいづれか遅い日
- イ 当該計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日
- ロ 当該計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日
- 二 臨時計算書類についての会計監査報告 次に掲げる日のいづれか遅い日
- イ 当該臨時計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日
- ハ 特定取締役、特定監査役及び会計監査人の間で合意により定めた日があるときは、その日経過した日（特定取締役、特定監査役及び会計監査人の間で合意により定めた日がある場合にあつては、会計監査人の監査を受けたものとみなす。）
- 2 計算関係書類については、特定監査役及び特定取締役が前項の規定による会計監査報告の内容の通知を受けた日に、会計監査人の監査を受けたものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、会計監査人が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による会計監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、会計監査人の監査を受けたものとみなす。
- 3 会計監査人設置会社の監査役会監査報告を作成する場合には、監査役会は、一回以上、会議を開催する方法又は情報の送受信により同時に意見の交換をすることができる方法により、監査役会監査報告の内容（前項後段の規定による付記を除く。）を審議しなければならない。（監査等委員会の監査報告の内容）
- 第百三十二条** 会計監査等委員会は、計算関係書類及び会計監査報告（第百三十条第三項に規定する場合にあっては、計算関係書類）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。この場合において、監査等委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査等委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。
- 一 監査等委員会の監査の方法及びその内容
- 二 第百二十七条第二号から第五号までに掲げる事項
- 三 監査報告を作成した日
- 2 前項に規定する監査報告の内容（同項後段の規定による付記を除く。）は、監査等委員会の決議をもって定めなければならない。
- （監査委員会の監査報告の内容）**
- 第百二十九条** 監査委員会は、計算関係書類及び会計監査報告（次条第三項に規定する場合にあっては、計算関係書類）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。この場合において、監査委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。
- 一 監査委員会の監査の方法及びその内容
- 二 第百二十七条第二号から第五号までに掲げる事項
- 三 監査報告を作成した日
- 2 前項に規定する監査報告の内容（同項後段の規定による付記を除く。）は、監査委員会の決議をもって定めなければならない。
- （会計監査報告の通知期限等）**
- 第百三十一条** 会計監査人は、前条第一項の規定による特定監査役に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合にあつては、当該事項を定めていない旨）を通知しなければならない。ただし、全ての監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。
- 一 独立性に関する事項その他監査に関する事項
- 二 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項
- 三 会計監査人の職務の遂行が適正に行われるることを確保するための体制に関するその他の事項
- （会計監査人設置会社の監査役等の監査報告の通知期限）**
- 第百三十二条** 会計監査人設置会社の特定監査役は、次の各号に掲げる監査報告の区分に応じ、当該各号に定める日までに、特定取締役及び会計監査人に対し、監査報告（監査役会設置会社については、第一百二十八条第一項の規定により作成した監査役会の監査報告に限る。以下この条において同じ。）の内容を通知しなければならない。
- 一 連結計算書類についての監査報告 次に掲げる日のいづれか遅い日
- イ 会計監査報告を受領した日（第一百三十条第三項に規定する場合にあつては、同項の規定により監査を受けたものとみなされた日。次号において同じ。）から一週間を経過した日
- ロ 特定取締役及び特定監査役の間で合意により定めた日があるときは、その日
- 二 連結計算書類についての監査報告 会計監査報告を受領した日から一週間を経過した日（特定取締役及び特定監査役の間で合意により定めた日がある場合にあつては、その日）



2 前項の連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告がある場合において、当該会計監査報告又は監査報告の内容をも株主に対して提供することを定めたときは、前項の規定の適用について、同項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ中「連結計算書類」とあるのは、「連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告を含む。）」とする。

3 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある場合には、第一項の連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告がおり、かつ、その内容をも株主に対して提供することを定めたときは、前項の規定による提供に代えて当該会計監査報告又は監査報告に記載され、又は記録された事項に係る情報について電子提供措置をとることができる。

4 連結計算書類を提供する際には、当該連結会計年度より前の連結会計年度に係る連結貸借対照表、連結損益計算書又は連結株主資本等変動計算書に表示すべき事項（以下この項において「過年度事項」という。）を併せて提供することができる。この場合において、連結計算書類の提供をする時における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により当該連結会計年度より前の連結会計年度に相当する事業年度に係る定期株主総会において報告をしたものと異なるものとなつてゐるときは、修正後の過年度事項を提供することを妨げない。

5 連結計算書類（第二項に規定する場合においては、当該連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告を含む。）に表示すべき事項に係る情報を、定期株主総会に係る招集通知を発出する時から定期株主総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置（会社法施行規則第二百二十二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合における第一項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により株主に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

6 前項の場合には、取締役は、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを株主に対して通知しなければならない。

7 第五項の規定により連結計算書類に表示した事項の一部が株主に対して第一項各号に定める方法により提供したものとみなされた場合において、監査役、会計監査人、監査等委員会又は監査委員会が、現に株主に対して提供された連結計算書類が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類の一部であることを株主に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を株主に対して通知しなければならない。

8 取締役は、連結計算書類の内容とすべき事項について、定期株主総会の招集通知を発出した日から定期株主総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を株主に周知させる方法を当該招集通知と併せて通知することができる。

## 第二章 計算書類等の承認の特則に関する要件

### 第一百三十五条 法第四百三十九条及び第四百四十二条第四項（以下この条において「承認特則規定」という。）に規定する法務省令で定める要件は次の各号（監査役設置会社であつて監査役会設置会社でない株式会社にあっては、第三号を除く。）のいずれにも該当することとする。

一 承認特則規定に規定する計算関係書類についての会計監査報告の内容に第二百二十六条第一項第二号イに定める事項（当該計算関係書類が臨時計算書類である場合にあっては、当該事項に相当する事項を含む。）が含まれていること。

二 前号の会計監査報告に係る監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告（監査役会設置会社にあっては、第二百二十八条第一項後段又は第二百二十九条第一項後段の規定により第一号の会計監査報告に係る監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告に付された内容が前号の意見でないこと。）

三 第百二十八条第一項後段、第二百二十九条第一項後段又は第二百二十九条第一項後段の規定により第一号の会計監査報告に係る監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告に付された内容が前号の意見でないこと。

四 承認特則規定に規定する計算関係書類が第一百三十二条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと。

### 五 取締役会を設置していること。

#### 第六編 計算書類の公告等

##### 第一章 計算書類の公告

**第一百三十六条** 株式会社が法第四百四十条第一項の規定による公告（同条第三項の規定による措置を含む。以下この項において同じ。）をする場合には、次に掲げる事項を当該公告において明らかにしなければならない。この場合において、第一号から第七号までに掲げる事項は、当該事業年度に係る個別注記表に表示した注記に限るものとする。

一 繼続企業の前提に関する注記

二 重要な会計方針に係る事項に関する注記

三 貸借対照表に関する注記

四 税効果会計に関する注記

五 関連当事者との取引に関する注記

六 一株当たり情報に関する注記

七 重要な後発事象に関する注記

八 当期純損益金額

**第二章 株式会社が法第四百四十条第一項の規定により損益計算書の公告をする場合における前項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは、「第一号から第七号までに」とする。**

**第三章** 前項の規定は、株式会社が損益計算書の内容である情報について法第四百四十条第三項に規定する措置をとる場合について準用する。

#### 第二章 貸借対照表の要旨の公告

##### 第一節 総則

**第一百三十七条** 法第四百四十条第一項の規定により貸借対照表の要旨又は損益計算書の要旨を公告する場合における貸借対照表の要旨及び損益計算書の要旨について、この章の定めるところによる。

##### 第二節 貸借対照表の要旨

###### （貸借対照表の要旨の区分）

**第一百三十八条** 貸借対照表の要旨は、次に掲げる部に区分しなければならない。

一 資産  
二 負債  
三 純資産  
(資産の部)

**第一百三十九条** 資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

一 流動資産  
二 固定資産  
三 繰延資産

2 資産の部の各項目は、適当な項目に細分することができる。

3 公開会社の貸借対照表の要旨における固定資産に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

一 有形固定資産  
二 無形固定資産  
三 投資その他の資産

4 公開会社の貸借対照表の要旨における資産の部の各項目は、公開会社の財産の状態を明らかにするため重要な適宜の項目に細分しなければならない。

5 資産の部の各項目は、当該項目に係る資産を示す適當な名称を付さなければならない。

## (負債の部)

**第一百四十条** 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

## 一 流動負債

- 2 負債に係る引当金がある場合には、当該引当金については、引当金」として、他の負債と区分しなければならない。
- 3 負債の部の各項目は、適当な項目に細分することができる。

4 公開会社の貸借対照表の要旨における負債の部の各項目は、公開会社の財産の状態を明らかにするため重要な適宜の項目に細分しなければならない。

5 負債の部の各項目は、当該項目に係る負債を示す適当な名称を付さなければならぬ。

**第一百四十二条** 純資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

## 一 株主資本

- 1 評価・換算差額等
- 2 株式引受権

3 新株予約権

4 株主資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、第五号に掲げる項目は、控除項目とする。

## 一 資本金

- 1 新株式申込証拠金
- 2 資本剩余额
- 3 利益剩余额
- 4 自己株式
- 5 資本準備金
- 6 自己株式申込証拠金

7 資本剩余额に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

## 一 その他資本剩余额

- 1 利益剩余额に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。
- 2 利益準備金
- 3 その他利益剩余额
- 4 繰延ヘッジ損益
- 5 土地再評価差額金
- 6 (貸借対照表の要旨への付記事項)

5 第三項第二号及び前項第二号に掲げる項目は、適当な名称を付した項目に細分することができ  
る。

6 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他適当な名称を付した項目に細分しなけ  
ればならない。

一 その他有価証券評価差額金

二 繰延ヘッジ損益

三 土地再評価差額金

(貸借対照表の要旨への付記事項)

**第一百四十二条** 貸借対照表の要旨には、当期純損益金額を付記しなければならない。ただし、法第  
四百四十二条第二項の規定により損益計算書の要旨を公告する場合は、この限りでない。

**第三節 損益計算書の要旨**

**第一百四十三条** 損益計算書の要旨は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

## 一 売上高

- 1 売上原価
- 2 売上総利益又は売上総損失金額

三 販売費及び一般管理費

五 営業外収益

## (営業外費用)

## 一 特別損失

- 2 前項の規定にかかわらず、同項第五号又は第六号に掲げる項目の額が重要でないときは、これら  
の項目を区分せず、その差額を営業外損益として区分することができる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、同項第七号又は第八号に掲げる項目の額が重要でないときは、こ  
れらの項目を区分せず、その差額を特別損益として区分することができる。

4 損益計算書の要旨の各項目は、適當な項目に細分することができる。

5 損益計算書の要旨の各項目は、株式会社の損益の状態を明らかにするため必要があるときは、  
重要な適宜の項目に細分しなければならない。

6 損益計算書の要旨の各項目は、当該項目に係る利益又は損失を示す適當な名称を付さなければ  
ならない。

7 次の各号に掲げる額が存する場合には、当該額は、当該各号に定めるものとして表示しなけれ  
ばならない。ただし、次の各号に掲げる額（第九号及び第十号に掲げる額を除く。）が零未満で  
ある場合は、零から当該額を減じて得た額を当該各号に定めるものとして表示しなければなら  
い。

- 1 売上総損益金額（零以上の額に限る。） 売上総利益金額  
経常損益金額（零未満の額に限る。） 経常損失金額
- 2 売上総損益金額（零未満の額に限る。） 売上総損失金額  
営業損益金額（零以上の額に限る。） 営業利益金額
- 3 営業損益金額（零未満の額に限る。） 営業損失金額  
経常損益金額（零以上の額に限る。） 経常利益金額
- 4 税引前当期純損益金額（零以上の額に限る。） 税引前当期純利益金額  
税引前当期純損益金額（零未満の額に限る。） 税引前当期純損失金額
- 5 税引前当期純損益金額（零未満の額に限る。） 税引前当期純利益金額  
当該事業年度に係る法人税等その内容を示す名称を付した項目  
法人税等調整額 その内容を示す名称を付した項目
- 6 税引前当期純損益金額（零未満の額に限る。） 当期純利益金額  
当該事業年度に係る法人税等その内容を示す名称を付した項目  
法人税等調整額 その内容を示す名称を付した項目
- 7 税引前当期純損益金額（零未満の額に限る。） 当期純損失金額  
当該事業年度に係る法人税等その内容を示す名称を付した項目  
法人税等調整額 その内容を示す名称を付した項目
- 8 税引前当期純損益金額（零未満の額に限る。） 当期純損失金額  
当該事業年度に係る法人税等その内容を示す名称を付した項目  
法人税等調整額 その内容を示す名称を付した項目
- 9 税引前当期純損益金額（零未満の額に限る。） 当期純損失金額  
当該事業年度に係る法人税等その内容を示す名称を付した項目  
法人税等調整額 その内容を示す名称を付した項目
- 10 税引前当期純損益金額（零未満の額に限る。） 当期純損失金額  
当該事業年度に係る法人税等その内容を示す名称を付した項目  
法人税等調整額 その内容を示す名称を付した項目
- 11 税引前当期純損益金額（零未満の額に限る。） 当期純損失金額  
当該事業年度に係る法人税等その内容を示す名称を付した項目  
法人税等調整額 その内容を示す名称を付した項目
- 12 税引前当期純損益金額（零未満の額に限る。） 当期純損失金額  
当該事業年度に係る法人税等その内容を示す名称を付した項目  
法人税等調整額 その内容を示す名称を付した項目

## 第四節 雜則

## (金額の表示の単位)

**第一百四十四条** 貸借対照表の要旨又は損益計算書の要旨に係る事項の金額は、百万円単位又は十億  
円単位をもつて表示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、株式会社の財産又は損益の状態を的確に判断することができなくな  
れるおそれがある場合には、貸借対照表の要旨又は損益計算書の要旨に係る事項の金額は、適切な  
単位をもつて表示しなければならない。

(表示言語)

**第一百四十五条** 貸借対照表の要旨又は損益計算書の要旨は、日本語をもつて表示するものとする。  
ただし、その他の言語をもつて表示することが不适当でない場合は、この限りでない。

(別記事業)

**第一百四十六条** 別記事業会社が公告すべき貸借対照表の要旨又は損益計算書の要旨において表示す  
べき事項については、当該別記事業会社の財産及び損益の状態を明らかにするために必要かつ適  
切である場合においては、前二節の規定にかかわらず、適切な部又は項目に分けて表示すること  
ができる。

## 第三章 雜則

(貸借対照表等の電磁的方法による公開の方法)

**第一百四十七条** 法第四百四十二条第三項の規定による措置は、会社法施行規則第二百二十二条第一項  
第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供す

		る電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報自動公衆送信する機能を有する装置をいう。)を使用する方法によつて行わなければならない。
2		(不適正意見がある場合等における公告事項)
		第一百四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合において、会計監査人設置会社が法第四百四十九条第一項又は第二項の規定による公告(同条第三項に規定する措置を含む。以下この条において同じ。)をするときは、当該各号に定める事項を当該公告において明らかにしなければならない。
		一 会計監査人が存しない場合(法第三百四十六条第四項の一時会計監査人の職務を行ふべき者が存する場合を除く。)会計監査人が存しない旨
		二 第百三十条第三項の規定により監査を受けたものとみなされた場合その旨
		三 当該公告に係る計算書類についての会計監査報告に不適正意見がある場合その旨
		四 当該公告に係る計算書類についての会計監査報告が第一百一十六条第一項第三号に掲げる事項を内容としているものである場合その旨
	第七編 株式会社の計算に係る計数等に関する事項	
	第一章 株式会社の剩余金の額	
	(最終事業年度の末日における控除額)	
		第一百四十九条 法第四百四十六条第一号亦に規定する法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号に掲げる額から第二号から第四号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。
		一 法第四百四十六条第一号イ及びロに掲げる額の合計額
		二 法第四百四十六条第一号ハ及びニに掲げる額の合計額
		三 その他資本剩余金の額
		四 その他利益剩余金の額 (最終事業年度の末日後に生ずる控除額)
		第一百五十条 法第四百四十六条第七号に規定する法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第四号までに掲げる額の合計額から第五号から第八号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。
		一 最終事業年度の末日後に剩余金の額を減少して資本金の額又は準備金の額を増加した場合における当該減少額
		二 最終事業年度の末日後に剩余金の配当をした場合における第二十三条第一号ロ及び第二号ロに掲げる額
		三 最終事業年度の末日後に株式会社が吸収型再編受入行為に際して処分する自己株式に係る法第四百四十六条第二号に掲げる額
		四 最終事業年度の末日後に剩余金の配当をした場合における第二十三条第一号ロ及び第二号ロに掲げる額
		五 最終事業年度の末日後に株式会社が吸収分割又は新設分割会社となる吸収分割又は新設受入行為に係る次に掲げる額の合計額
		イ 当該吸収型再編後の当該株式会社のその他資本剩余金の額から当該吸収型再編の直前の当該株式会社のその他利益剩余金の額を減じて得た額
		ロ 当該吸収型再編後の当該株式会社のその他利益剩余金の額から当該吸収型再編の直前の当該株式会社のその他資本剩余金の額を減じて得た額
		六 成立の日後に株式会社が吸収型再編受入行為をした場合における当該減少額(法第四百四十七条第一項第十二号の額を除く。)における当該自己株式の対価の額から当該自己株式の帳簿額を減じて得た額
		七 成立の日におけるその他の利益剩余金の額
		八 成立の日後に自己株式の処分をした場合(吸収型再編受入行為に際して自己株式の処分をした場合を除く。)における当該自己株式の対価の額から当該自己株式の帳簿額を減じて得た額
		九 成立の日後に資本金の額の減少をした場合における当該減少額(法第四百四十七条第一項第十二号の額を除く。)
		十 成立の日後に準備金の額の減少をした場合における当該減少額(法第四百四十八条第一項第十二号の額を除く。)
		十一 成立の日後に株式会社が吸収型再編受入行為をした場合における当該減少額(法第四百四十七条第一項第十二号の額を除く。)
		十二 成立の日後に第二十一条の規定により増加したその他資本剩余金の額
		十三 成立の日後に第四十二条の二第五項第一号の規定により変動したその他資本剩余金の額
		十四 成立の日後に第四十二条の二第七項の規定により自己株式の額を増加した場合における当該增加額
		十五 最終事業年度の末日後に持分会社が株式会社となつた場合には、株式会社となつた日ににおける当該株式会社のその他資本剩余金の額及びその他利益剩余金の額の合計額を最終事業年度の末日における剩余金の額とみなす。
	第二章 資本金等の額の減少	
	(欠損の額)	
		第一百五十二条 法第四百四十九条第一項第二号に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる額(計算書類に関する事項)
		一 当該株式会社のその他資本剩余金の額による公告の日又は同項の規定による催告の日のいづれか早い日における次の各号に掲げる場合のうちいかずか高い額をもつて欠損の額とする方法とする。
		二 零から分配可能額を減じて得た額
		三百五十三条 法第四百四十九条第二項第二号に規定する法務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいづれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
		一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社(法第四百四十九条第二項第二号の株式会社をいう。以下この条において同じ。)が法第四百四十条第一項又は第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの
		イ 官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁
		ロ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名前
		八 最終事業年度の末日後に第四十二条の二第七項の規定により自己株式の額を増加した場合における当該増加額
		九 前項の規定にかかわらず、最終事業年度のない株式会社における法第四百四十六条第七号に規定する法務省令で定める勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第五号までに掲げる額の合計額から第六号から第十四号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

- ハ 電子公告により公告をしているときは、法第九百十一条第三項第二十八号イに掲げる事項
- 二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第四百四十九条第三項に規定する措置をとっている場合（法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項）
- 三 公告対象会社が法第四百四十九条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出している場合（その旨）
- 四 公告対象会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十九号）第二十九条の規定により法第四百四十九条の規定が適用されないものである場合（その旨）
- 五 公告対象会社につき最終事業年度がない場合（その旨）
- 六 前各号に掲げる場合以外の場合（前編第二章の規定による最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の内容）
- 第三章 剰余金の処分**
- 第一百五十三条** 法第四百五十二条後段に規定する法務省令で定める事項は、同条前段に規定する剰余金の処分（同条前段の株主総会の決議を経ないで剰余金の項目に係る額の増加又は減少をすべき場合における剰余金の処分を除く。）に係る次に掲げる事項とする。
- 一 増加する剰余金の項目
  - 二 減少する剰余金の項目
  - 三 処分する各剰余金の項目に係る額
- 前項に規定する「株主総会の決議を経ないで剰余金の項目に係る額の増加又は減少をすべき場合」とは、次に掲げる場合とする。
- 一 法令又は定款の規定（法第四百五十二条の規定及び同条前段の株主総会（法第四百五十九条の定款の定めがある場合にあっては、取締役会を含む。以下この項において同じ。）の決議によるべき旨を定める規定を除く。）により剰余金の項目に係る額の増加又は減少をすべき場合
  - 二 法第四百五十二条前段の株主総会の決議によりある剰余金の項目に係る額の増加又は減少をさせた場合において、当該決議の定めるところに従い、同条前段の株主総会の決議を経ないで当該剰余金の項目に係る額の減少又は増加をすべきとき。
- 第四章 剰余金の配当に際しての金銭分配請求権**
- 第一百五十四条** 法第四百五十五条第二項第一号に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる額のうちいかずれか高い額をもつて配当財産の価格とする方法とする。
- 一 法第四百五十四条第四項第一号の期間の末日（以下この条において「行使期限日」という。）における当該配当財産を取引する市場における最終の価格（当該行使期限日に売買取引がない場合又は当該行使期限日が当該市場の休業日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格）
- 二 行使期限日において当該配当財産が公開買付け等の対象であるときは、当該行使期限日における当該公開買付け等に係る契約における当該配当財産の価格
- 第五章 剰余金の分配**
- 第一百五十五条** 法第四百五十九条第二項及び第四百六十条第二項（以下この条において「分配特別規定」という。）に規定する法務省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。
- 一 分配特別規定に規定する計算書類についての会計監査報告の内容に第百二十六条第一項第二号イに定める事項が含まれていること。
  - 二 前号の会計監査報告に係る監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと。
  - 三 第百二十八条第二項後段、第百二十八条の二第一項後段又は第百二十九条第一項後段の規定により第一号の会計監査報告に係る監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告に付記された内容が前号の意見でないこと。
  - 四 分配特別規定に規定する計算書類が第百三十二条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと。

## 第六章 分配可能額

（臨時計算書類の利益の額）

**第一百五十六条** 法第四百六十二条第二項第二号イに規定する法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、零から臨時計算書類の損益計算書に計上された当期純損益金額（零未満の額に限る。）を減じて得た額とする。

（その他減ずるべき額）

**第一百五十七条** 法第四百六十二条第二項第五号に規定する法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、零から臨時計算書類の損益計算書に計上された当期純損益金額（零未満の額に限る。）を減じて得た額とする。

- 第一百五十八条** 法第四百六十二条第二項第六号に規定する法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第八号までに掲げる額の合計額から第九号及び第十号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。
- 一 最終事業年度（法第四百六十二条第二項第二号に規定する場合にあっては、法第四百四十一条第一項第二号の期間（当該期間が二以上ある場合にあっては、その末日が最も遅いもの）。以下この号から第三号まで、第六号ハ、第八号イ及びロ並びに第九号において同じ。）の末日（最終事業年度がない場合（法第四百六十二条第二項第二号に規定する場合を除く。）にあっては、成立の日。以下この号から第三号まで、第六号ハ、第八号イ及びロ並びに第九号において同じ。）におけるのれん等調整額（資産の部に計上したのれんの額を二で除して得た額及び繰延資産の部に計上した額の合計額をいう。以下この号及び第四号において同じ。）が次のイからハまでに掲げる場合に該当する場合に（イに掲げる場合を除く。）当該イからハまでに定める額
- イ 当該のれん等調整額が資本等金額（最終事業年度の末日における資本金の額及び準備金の額の合計額をいう。以下この号において同じ。）以下である場合（零）
- ロ 当該のれん等調整額が資本等金額及び最終事業年度の末日におけるその他資本剩余金の額の合計額以下である場合（イに掲げる場合を除く。）当該のれん等調整額から資本等金額を減じて得た額
- ハ 当該のれん等調整額が資本等金額及び最終事業年度の末日におけるその他資本剩余金の額の合計額を超えている場合（次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額）
- (1) 最終事業年度の末日ににおけるのれんの額を二で除して得た額が資本等金額及び最終事業年度の末日ににおけるその他の資本剩余金の額を二で除して得た額が資本等金額及び最終事業年度の末日ににおけるその他の資本剩余金の額の合計額以下の場合（当該のれん等調整額から資本等金額を減じて得た額）
  - (2) 最終事業年度の末日ににおけるのれんの額を二で除して得た額が資本等金額及び最終事業年度の末日ににおけるその他の資本剩余金の額を二で除して得た額が資本等金額及び最終事業年度の末日ににおけるその他の資本剩余金の額の合計額以下の場合（当該のれん等調整額から資本等金額を減じて得た額）
- 二 最終事業年度の末日におけるのれんの額を二で除して得た額が資本等金額及び最終事業年度である場合にあっては、零）を零から減じて得た額
- 三 最終事業年度の末日における貸借対照表の土地再評価差額金の項目に計上した額（当該額が零以上である場合にあっては、零）を零から減じて得た額
- 四 株式会社が連結配当規制適用会社であるとき（第二条第三項第五十五号のある事業年度が最終事業年度である場合に限る。）は、イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合計額を減じて得た額（当該額が零未満である場合にあっては、零）
- イ 最終事業年度の末日における貸借対照表の（1）から（3）までに掲げる額の合計額から（4）に掲げる額を減じて得た額
- (1) 株主資本の額

- (2) その他有価証券評価差額金の項目に計上した額（当該額が零以上である場合にあっては、零）
- (3) 土地再評価差額金の項目に計上した額（当該額が零以上である場合にあっては、零）
- (4) のれん等調整額（当該のれん等調整額が資本金の額、資本剰余金の額及び利益準備金の額の合計額を超えている場合にあっては、資本金の額、資本剰余金の額及び利益準備金の額の合計額）
- ロ 最終事業年度の末日後に子会社から当該株式会社の株式を取得した場合における当該株式の取得直前の当該子会社における帳簿価額のうち、当該株式会社の当該子会社に対する持分に相当する額
- ハ 最終事業年度の末日における連結貸借対照表の（1）から（3）までに掲げる額の合計額から（4）に掲げる額を減じて得た額
- (1) 株主資本の額
- (2) その他有価証券評価差額金の項目に計上した額（当該額が零以上である場合にあっては、零）
- (3) 土地再評価差額金の項目に計上した額（当該額が零以上である場合にあっては、零）
- (4) のれん等調整額（当該のれん等調整額が資本金の額及び資本剰余金の額の合計額を超えている場合にあっては、資本金の額及び資本剰余金の額の合計額）
- 五 最終事業年度がない場合にあっては、成立の日。第七号及び第十号において同じ。（後に二以上の臨時計算書類を作成した場合における最終の臨時計算書類以外の臨時計算書類に係る法第四百六十二条第二項第二号に掲げる額（同号ロに掲げる額のうち吸收型再編受入行為及び特定募集（次の要件のいずれにも該当する場合におけるロの募集をいう。以下この条において同じ。）に際して処分する自己株式に係るもの）を除く。）から同項第五号に掲げる額を減じて得た額
- イ 最終事業年度の末日後に法第一百七十三条第一項の規定により当該株式会社の株式の取得に際して当該株式の株主に対しても該当する場合におけるロの募集により当該株式会社が払込み又は給付を受けた財産のみを交付する場合における当該株式の取得に限る。）をすること。
- ロ 法第二編第二章第八節の規定によりイの株式（当該株式の取得と同時に当該取得した株式の内容を変更する場合にあっては、当該変更後の内容の株式）の全部又は一部を引き受ける者の募集をすること。
- ハ イの株式の取得に係る法第一百七十二条第一項第三号の日とロの募集に係る法第一百九十九条第一項第四号の期日が同一の日であること。
- 六 三百万元に相当する額から次に掲げる額の合計額を減じて得た額（当該額が零未満である場合にあっては、零）
- イ 資本金の額及び準備金の額の合計額
- ロ 新株予約権の額
- ハ 最終事業年度の末日の貸借対照表の評価・換算差額等の各項目に計上した額（当該項目に計上した額が零未満である場合にあっては、零）の合計額
- 七 最終事業年度の末日後株式会社が吸收型再編受入行為又は特定募集に際して処分する自己株式に係る法第四百六十二条第二項第二号に掲げる額
- 八 次に掲げる額の合計額
- イ 最終事業年度の末日後に第二十一条の規定により増加したその他資本剰余金の額
- ロ 最終事業年度の末日後に第四十二条の二第五項第一号の規定により変動したその他資本剰余金の額

- ハ 最終事業年度がない株式会社が成立の日後に自己株式を処分した場合における当該自己株式の対価の額
- 九 最終事業年度の末日後に株式会社が当該株式会社の株式を取得した場合（法第一百五十五条第十二条に掲げる場合以外の場合において、当該株式の取得と引換えに当該株式の株主に對して当該株式会社の株式を交付するときによる。）における当該取得した株式の帳簿価額から次に掲げる額の合計額を減じて得た額
- イ 当該取得に際して当該取得した株式の株主に付する当該株式会社の株式以外の財産（社債等（自己社債及び自己新株予約権を除く。ロにおいて同じ。）を除く。）の帳簿価額
- ロ 当該取得に際して当該取得した株式の株主に付する当該株式会社の社債等に付すべき帳簿価額
- 十 最終事業年度の末日後に株式会社が吸收型再編受入行為又は特定募集に際して処分する自己株式に係る法第四百六十二条第二項第四号（最終事業年度がない場合は、第八号）に掲げる額（剩余金の配当等に関する責任をとるべき取締役等）
- 第一百五十九条 法第四百六十二条第一項各号列記以外の部分に規定する法務省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める者とする。
- 一 法第四百六十二条第一項第一号に掲げる行為 次に掲げる者
- イ 株式の買取りによる金銭等の交付に関する職務を行つた取締役及び執行役
- ロ 法第一百四十条第二項の株主総会において株式の買取りに関する事項について説明をした取締役及び執行役
- 二 法第四百六十二条第一項第二号に掲げる行為 次に掲げる者
- イ 分配可能額の計算に関する報告を監査役（監査等委員会及び監査委員会を含む。以下この条において同じ。）又は会計監査人が請求したときは、当該請求に応じて報告をした取締役及び執行役
- ロ 法第一百五十六条第一項の規定による決定に係る株主総会において株式の取得に関する事項について説明をした取締役及び執行役
- 三 法第一百五十六条第一項第二号に掲げる行為 次に掲げる者
- イ 株式の取得による金銭等の交付に関する職務を行つた取締役及び執行役
- ロ 法第一百五十七条第一項の規定による決定に係る株主総会において株式の取得に関する事項について説明をした取締役及び執行役
- 四 法第一百五十七条第一項の規定による決定に係る取締役会において株式の取得に賛成した取締役
- 二 分配可能額の計算に関する報告を監査役又は会計監査人が請求したときは、当該請求に応じて報告をした取締役及び執行役
- イ 株式の取得による金銭等の交付に関する職務を行つた取締役及び執行役
- ロ 法第一百五十七条第一項の規定による決定に係る株主総会において株式の取得に関する事項について説明をした取締役及び執行役
- ハ 法第一百五十七条第一項の規定による決定に係る取締役会において株式の取得に賛成した取締役
- 五 分配可能額の計算に関する報告を監査役又は会計監査人が請求したときは、当該請求に応じて報告をした取締役及び執行役
- イ 株式の取得による金銭等の交付に関する職務を行つた取締役及び執行役
- ロ 法第一百五十七条第一項の規定による決定に係る株主総会において株式の取得に関する事項について説明をした取締役及び執行役
- ハ 法第一百五十七条第一項の規定による決定に係る取締役会において株式の取得に賛成した取締役
- 六 分配可能額の計算に関する報告を監査役又は会計監査人が請求したときは、当該請求に応じて報告をした取締役及び執行役
- イ 株式の取得による金銭等の交付に関する職務を行つた取締役及び執行役
- ロ 法第一百七十二条第一項第五号に掲げる行為 次に掲げる者
- ハ 分配可能額の計算に関する報告を監査役又は会計監査人が請求したときは、当該請求に応じて報告をした取締役及び執行役
- イ 株式の買取りによる金銭等の交付に関する職務を行つた取締役及び執行役



第八編 持分会社の計算に係る計数等に関する事項

**(損失の額)** 法第六百二十条第二項に規定する法務省令で定める方法は、同項の規定により算定される額を次に掲げる額のうちいかない額とする方法とする。

一 零から法第六百二十条第一項の規定により資本金の額を減少する日における資本剰余金の額及び利益剰余金の合計額を減じて得た額（零未満であるときは、零）

二 法第六百二十条第一項の規定により資本金の額を減少する日における資本剰余金の額（利益額）

**第一百六十三条** 法第六百二十三条第一項に規定する法務省令で定める方法は、持分会社の利益額を次に掲げる額のうちいかない額（法第六百二十九条第二項ただし書に規定する利益額については、第一号に掲げる額）とする方法とする。

一 法第六百二十二条第一項の規定による請求に応じて利益の配当をした日における利益剰余金の額

二 イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合計額を減じて得た額

イ 法第六百二十二条の規定により当該請求をした社員に対して既に分配された利益の額（第三十二条第一項第三号に定める額がある場合にあっては、当該額を含む。）

ロ 法第六百二十二条の規定により当該請求をした社員に対して既に分配された損失の額（第三十二条第二項第四号に定める額がある場合にあっては、当該額を含む。）

ハ 当該請求をした社員に対して既に利益の配当により交付された金銭等の帳簿価額（剰余金額）

**第一百六十四条** 法第六百二十六条第四項第四号に規定する法務省令で定める合計額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一 法第六百二十六条第四項第一号に掲げる額

二 法第六百二十六条第四項第二号及び第三号に掲げる額の合計額

三 次のイからホまでに掲げる場合における当該イからホまでに定める額

イ 法第六百二十六条第二項に規定する剰余金額を算定する場合 当該社員の出資につき資本

剰余金に計上されている額

ロ 法第六百二十六条第三項に規定する剰余金額を算定する場合 次に掲げる額の合計額

(1) 当該社員の出資につき資本剰余金に計上されている額

(2) 第三十二条第二項第二号イに掲げる額を減じて得た額

ハ 法第六百三十二条第二項及び第六百三十四条第一項に規定する剰余金額を算定する場合

ハに掲げる額のうちいかない額

(1) 法第六百二十四条第一項の規定による請求に応じて出資の払戻しをした日における利益剰余金の額及び資本剰余金の額の合計額

(2) 当該社員の出資につき資本剰余金に計上されている額

ニ 法第六百三十三条第二項ただし書に規定する場合 ハ(1)に掲げる額

ホ 法第六百三十五条第一項、第二項第一号及び第六百三十六条第二項に規定する剰余金額を算定する場合 資本剰余金の額及び利益剰余金の額の合計額（欠損額）

**第一百六十五条** 法第六百三十一条第一項に規定する法務省令で定める方法は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じて得た額（零未満であるときは、零）を持分会社の欠損額とする方法とする。

一 零から法第六百三十一条第一項の事業年度の末日における資本剰余金の額及び利益剰余金の額の合計額を減じて得た額

二 法第六百三十二条第一項の事業年度に係る当期純損失金額

三 当該事業年度において持分の払戻しがあつた場合におけるイに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（零未満である場合にあっては、零）

イ 当該持分の払戻しに係る持分払戻額 ロ 当該持分の払戻しをした日における利益剰余金の額及び資本剰余金の額の合計額

**(純資産額)** 法第六百三十五条第二項、第三項及び第五項に規定する法務省令で定める方法は、

一 法第六百三十五条第二項、第三項及び第五項に規定する法務省令で定める方法は、

一 資本の額

二 資本剰余金の額

三 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、持分会社の成立の日）における評価・換算差額等に係る額

附則

（施行期日）

**第一条** この省令は、法の施行の日から施行する。

（法施行前の株式の交付に伴う義務が履行された場合に関する経過措置）

**第二条** 第二十二条の規定は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「会社法整備法」という。）第六十四条の規定による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号。以下「旧商法」という。）第二百八十条ノ十一第一項（旧商法第二百十一条第三項において準用する場合並びに旧商法第二百八十一条ノ三十九第四項及び第三百四十一条ノ十五第四項において準用する場合（新株予約権が行使された場合に限る。）を含む。以下この条において同じ。）の規定により旧商法第二百八十一条ノ十一第一項の差額に相当する金額を支払う義務が履行された場合について準用する。

（委員会設置会社の作成すべき計算書類等に関する経過措置）

**第三条** 法の施行の日前に到来した最終の決算期に係る委員会設置会社の各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類は、この省令の規定にかかるわらず、会社法施行規則第十条の規定による改正前の商法施行規則（平成十四年法務省令第二十二号。以下「旧商法施行規則」という。）の定めるところにより作成するものとする。この場合において、旧商法施行規則に基づき作成する計算書類には、利益の処分又は損失の処理に関する議案を含むものとする。

2 法の施行の日前に到来した最終の決算期に係る委員会設置会社の各事業年度に係る事業報告及びその附属明細書は、この省令の規定にかかるわらず、営業報告書及びその附属明細書として旧商法施行規則の定めるところにより作成するものとする。

3 前二項の規定により作成されるものについての監査は、この省令の規定にかかるわらず、会社法整備法第一条第八号の規定による廃止前の株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「旧商法特例法」という。）及び旧商法施行規則の定めるところによる。

4 前項の場合において、次のいずれにも該当するときは、第一百六十三条各号のいずれにも該当するものとみなす。この場合において、同条に規定する承認特則規定に規定する計算書類には、第一項後段の利益の処分又は損失の処理に関する議案を含むものとする。

一 各会計監査人の監査報告書が、第一項の規定により作成されるもの（連結計算書類を除く。）が法令及び定款に従い委員会設置会社の財産及び損益の状況を正しく表示したものである旨を内容とするものであること。

二 監査委員会の監査報告書（各監査委員の意見の付記を含む。）が前号についての会計監査人の監査の結果を相当でないと認めた旨を内容とするものでないこと。

5 第百六十七条の規定は、第一項の規定により作成する計算書類を定期株主総会に提出する場合について準用する。

6 第百六十二条第七項の規定は、第一項の規定により作成する連結計算書類を定期株主総会に提出する場合について準用する。

7 会社法施行規則第二百三十三条第六項の規定は、第二項の規定により作成する営業報告書を定期株主総会に提出する場合について準用する。

（貸借対照表等の公告に関する経過措置）

第四条 法の施行の日前に到来した決算期に係る貸借対照表又は損益計算書に記載又は記録がされた情報につき法の施行の日前に旧商法第二百八十三条第七項若しくは旧商法特例法第十六条第五项（旧商法特例法第二十一条の三十一第三項において準用する場合を含む。）の規定による措置をとる場合又は旧商法第二百八十三条第四項若しくは旧商法特例法第十六条第二項の規定による措置による公告（旧電子公告（旧商法第二百六十六条第六項の措置をとることをいう。）によるものに限る。）をする場合における貸借対照表又は損益計算書については、この省令の規定にかかるず、旧商法施行規則の定めるところによる。

法第四百四十二条第一項又は第二項の規定による公告（同条第三項の規定による措置を含む。以下この項において同じ。）をする場合において、これらの規定に規定する貸借対照表又は損益計算書が法の施行の日前に到来した決算期に係るものであるときは、当該公告において明らかにしなければならない事項は、この省令の規定にかかるず、旧商法施行規則の定めるところによる。（剩余金の額に関する経過措置）

第五条 株式会社が最終事業年度の末日後に次の各号に掲げる行為をした場合には、第一号から第七号までに定める額の合計額から第八号から第十二号までに定める額の合計額を減じて得た額をも法第四百四十六条第七号に規定する法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額に含むものとする。

一 会社法整備法第十三条又は第八十三条第一項本文の規定によりなお従前の例によることとされる株式又は持分の消却 当該株式又は持分の消却により株主又は社員に交付した財産の帳簿価額の総額

二 会社法整備法第二十七条第二項又は第九十九条の規定によりなお従前の例によることとされる旧有限会社法（会社法整備法第一条第三号の規定による廃止前の有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）をいう。以下同じ。）第四十三条第一項第四号又は旧商法第二百八十九条第一項第四号に掲げるものの承認 次に掲げる額の合計額

イ 旧有限会社法第四十三条第一項第四号又は旧商法第二百八十九条第一項第四号に掲げるものの承認により処分された財産の帳簿価額の総額（次号に定めるものを除く。）

ロ 旧商法第二百八十八条（旧有限会社法第四十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により利益準備金に積み立てた額

ハ 旧商法第二百九十三条第一項（旧商法第二百八十九条第一項に准用する場合を含む。）の規定によりなお従前の例によることとされる剩余金の配当

イ 旧商法第二百九十三条第一項（旧商法第二百八十九条第一項に准用する場合を含む。）の規定によりなお従前の例によることとされる剩余金の配当

ロ 旧商法第二百八十九条（旧有限会社法第四十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定によりなお従前の例によることとされる剩余金の配当

ハ 旧商法整備法第一百一条の規定によりなお従前の例によることとされる剩余金の額の合計額

イ 旧商法第二百九十三条第一項（旧商法第二百八十九条第一項に准用する場合を含む。）の規定によりなお従前の例によることとされる剩余金の分配額

ロ 旧商法整備法第三十条又は第一百条の規定によりなお従前の例によることとされる新設分割（当該新設分割により設立する会社にその営業を承継させる会社となる場合における当該新設分割に限る。第七号において同じ。）当該新設分割に際して減少することとしたその他利益剩余金の額及びその他の資本剩余金の額の合計額

六 会社法整備法第三十六条又は第一百五十五条の規定によりなお従前の例によることとされる吸収分割（他の会社にその営業を承継させる会社となる場合における当該吸収分割に限る。次号において同じ。）当該吸収分割に際して減少することとしたその他利益剩余金の額及びその他資本剩余金の額の合計額

七 この省令の施行前に効力が生じた新設分割又は吸収分割（前二号に掲げるものを除く。）当該新設分割又は吸収分割に際して減少することとしたその他利益剩余金の額及びその他資本剩余金の額の合計額

八 会社法整備法第二十九条又は第一百六条の規定によりなお従前の例によることとされる資本の減少 当該資本の減少により減少した資本の額から当該資本の減少に際して株主又は社員に交付した財産の帳簿価額の総額を減じて得た額

九 会社法整備法第二十九条又は第一百六条の規定によりなお従前の例によることとされる準備金の減少 当該準備金の減少により減少した準備金の額から当該準備金の減少に際して株主又は社員に交付した財産の帳簿価額の総額を減じて得た額

十 会社法整備法第二十七条第二項又は第九十九条の規定によりなお従前の例によることとされる旧有限会社法第四十三条第一項第四号又は旧商法第二百八十九条第一項第四号に掲げるものの承認に際しての旧商法第二百八十九条第一項（旧有限会社法第四十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による準備金の減少 当該準備金の減少により減少した準備金の額

十一 旧商法第二百八十八条ノ一第一項又は第四項（旧有限会社法第四十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により資本準備金としなかつた額の決定 当該額からこれらの規定に規定する新設分割又は吸収分割に際して増加させた利益準備金の額を減じて得た額

十二 旧商法第二百八十八条ノ二第五項前段（旧有限会社法第四十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により資本準備金としなかつた額の決定 当該額から旧商法第二百八十八条ノ二第五項後段（旧有限会社法第四十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により利益準備金とした額を減じて得た額

（剩余金の分配を決定する機関の特則に関する要件）

第六条 法第四百五十九条第二項及び第四百六十条第二項に規定する計算書類が法の施行の日前に到来した決算期に係るものである場合において、次のいずれにも該当するときは、第二百八十三条各号のいずれにも該当するものとみなす。

一 各会計監査人の監査報告書が、当該計算書類が法令及び定款に従い株式会社の財産及び損益の状況を正しく表示したものである旨を内容とするものであること。

二 監査役会又は監査委員会の監査報告書（各監査役又は監査委員の意見の付記を含む。）が前号についての会計監査人の監査の結果を相当でないと認めた旨を内容とするものでないこと。

（提供計算書類の提供等に関する経過措置）

第七条 第二百二十九条第一項第八号のある事業年度が法の施行の日前に到来した最終の決算期に係る個別注記表であつて、この省令の施行後最初に開催する株主総会の招集の通知に併せてその内容を通知すべきものについては適用しない。

（連結配当規制適用会社に関する注記に関する経過措置）

第八条 第二百二十九条第一項第七十二号のある事業年度が法の施行の日前に到来した最終の決算期に係る個別注記表には、当該決算期に係る貸借対照表には、当該決算期に係る事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨を注記しなければならない。

（連結計算書類の提供方法に関する経過措置）

第九条 第二百六十一条第七項の規定は、会社法整備法第二十七条第二項又は第九十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた計算書類を定期株主総会に提出する場合について準用する。

（連結計算書類の提供方法に関する経過措置）

第十条 第百六十二条第七項の規定は、会社法整備法第五十六条の規定によりなお従前の例によるものとされた連結計算書類を定期株主総会に提出する場合について準用する。

（計算書類の提供方法に関する経過措置）

第十一条 第二百六十一条第七項の規定は、会社法整備法第二十七条第二項又は第九十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた計算書類を定期株主総会に提出する場合について準用する。

二 第十四条第一項第三号

二 第十七条第一項第四号

**第一条** この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。  
(計算関係書類に関する経過措置)

**第八条** この省令による改正後の会社計算規則（以下「新会社計算規則」という。）第二条第三項第五十六条号、第七十五条第二項第一号又及び同項第二号ト並びに第九十三条第一項第三号の規定は、平成二十二年四月一日前に開始する事業年度に係る計算関係書類については適用しない。ただし、同日前に開始する事業年度に係る計算関係書類のうち、施行日以後に作成されるものについては、これらのすべての規定により作成することができる。

**第二条** 新会社計算規則第二条第三項第五十八条号及び第五十九号、第九十八条第一項第八号及び第九号、第百九条並びに第百十条の規定は、平成二十二年三月三十一日前に終了する事業年度に係る計算関係書類については、適用しない。ただし、同日前に終了する事業年度に係る計算関係書類のうち、施行日以後に作成されるものについては、これらのすべての規定により作成することができる。

**第三条** 新会社計算規則第二条第三項第五十八条号及び第五十九号、第九十八条第一項第八号及び第九号、第百九条並びに第百十条の規定は、平成二十二年三月三十一日前に終了する事業年度に係る計算関係書類については、適用しない。ただし、同日前に終了する事業年度に係る計算関係書類のうち、施行日以後に作成されるものについては、これらのすべての規定により作成することができる。

**第四条** 新会社計算規則第九十八条第一項第十号、第一百二条第一号ホ及び第一百十一条の規定は、平成二十年四月一日前に開始する事業年度に係る計算関係書類については、適用しない。

**第五条** 平成二十二年四月一日前に開始する事業年度に係る連結計算書類のうち、連結計算書類のための基本となる重要な事項に関する注記については、連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項を含むものとする。

(募集株式の発行等に際しての計算に関する経過措置)

**第九条** 施行日前に会社法第百九十九条第二項に規定する募集事項の決定があった場合における株式の発行又は自己株式の処分に際しての計算については、なお従前の例による。

**第二十条** 収合併、新設合併、吸収分割又は株式交換契約が締結された吸収合併、新設合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約が施行日前に新設分割計画又は株式移転計画が作成された場合における新設分割又は株式移転に際しての計算については、なお従前の例による。

(会社の設立に際しての計算に関する経過措置)

**第十一条** 施行日前に定款の認証を受けた定款に係る株式会社の設立に際しての計算については、なお従前の例による。

**第二十二条** 施行日前に作成された定款に係る持分会社の設立に際しての計算については、なお従前の例による。

**附 則** (平成二十二年四月二〇日法務省令第二二号)

(施行期日)  
1 この省令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 平成二十一年三月三十一日前に終了する事業年度に係る個別注記表及び連結注記表については、なお従前の例による。

**附 則** (平成二十二年一月一一日法務省令第四六号) 抄  
(施行期日)  
この省令は、公布の日から施行する。

(国際会計基準で作成する連結計算書類に関する経過措置)

**第二条** この省令による改正後の会社計算規則(以下「新会社計算規則」という。) 第百二十条の規定は、平成二十二年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

(米国基準で作成する連結計算書類に関する経過措置)

**第三条** 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(平成二十一年内閣府令第七十三号)附則第二条第二項の規定により連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができるものとされた株式会社の作成すべき連結計算書類については、米国預託証券の発行等に關して要請されている用語、様式及び作成方法によることができる。この場合においては、新会社計算規則第三編第一章から第五章までの規定により連結計算書類において表示すべき事項に相当するものを除くその他の事項は、省略することができる。

2 前項の規定による連結計算書類には、当該連結計算書類が準拠している用語、様式及び作成方法を注記しなければならない。

#### 附 則 (平成二二年九月三〇日法務省令第三三三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この省令の施行の日前に終了する事業年度に係る連結計算書類については、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成二二年一一月一五日法務省令第三七七号)

(施行期日)

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この省令の施行の日前に終了する事業年度に係る連結計算書類については、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成二三年三月三一日法務省令第六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この省令による改正後の会社計算規則第二条第三項(第五十八号から第六十四号までに係る部分に限る)、第九十六条第七項(第一号に係る部分に限る)及び第八項、第九十八条第一項(第二号から第六号までに係る部分に限る)及び第二项、第一百一条、第一百二条第二項、第一百二条の二から第一百二十二条の五まで、第一百十三条、第一百二十二条第二項(第一号に係る部分に限る)並びに第一百二十六条第二項(第二号に係る部分に限る)の規定は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類並びにこれらについての監査報告及び会計監査報告についてでは、なお従前の例による。

2 平成二十年十二月五日から平成二十二年三月三十一日までに満期保有目的の債券(この省令による改正前の会社計算規則第二条第二十七号に規定する満期保有目的の債券をいう。以下この項において同じ)以外の債券を満期保有目的の債券に変更した場合における当該変更後の満期保有目的の債券についての会社計算規則第五条第六項(第二号に係る部分に限る)の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成二三年一月一六日法務省令第三三三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この省令による改正後の会社計算規則(以下「新会社計算規則」という。) 第百二条第一項第一号の規定は、平成二十五年四月一日以後に開始する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例によ

る。ただし、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係るものについては、新会社計算規則の規定を適用することができる。

#### 附 則 (平成二五年五月二〇日法務省令第一六号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十五年四月一日前に開始した事業年度に係る計算関係書類については、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成二七年二月六日法務省令第六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中会社計算規則第七十六条第一項、第九十三条第一項、第九十四条、第九十六条第二項、第七項及び第八項、第一百二条第一項並びに第百十三条の改正規定 公布の日  
(会社計算規則の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** 第二条の規定による改正後の会社計算規則(以下「新会社計算規則」という。) 第七十六条第一項、第九十三条第一項、第九十四条第一項及び第三項から第五項まで、第九十六条第二項及び第八項、第一百二条第一項並びに第百十三条の規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度に係る連結計算書類について適用することができる。

#### 附 則 (平成二八年一月八日法務省令第一号) 抄

(施行期日)

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

(会社計算規則の一部改正に伴う経過措置)

**第三条** 第二条の規定による改正後の会社計算規則第二十一条の二の規定は、平成二十八年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る連結計算書類について適用し、同日前に終了する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成二八年三月二六日法務省令第五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

(会社計算規則の一部改正に伴う経過措置)

**第三条** この省令による改正後の会社計算規則(以下「新会社計算規則」という。)の規定は、平成三十年四月一日以後開始する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、同年三月三十一日以後最初に終了する事業年度に係るものについては、新会社計算規則の規定を適用することができる。

#### 附 則 (平成二九年一〇月一五日法務省令第二七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この省令による改正後の会社計算規則(以下「新会社計算規則」という。)の規定は、平成三十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計帳簿、計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平

成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係るもの又は同年十二月三十一日から平成三十一年三月三十日までの間に終了する事業年度に係るものについては、新会社計算規則の規定を適用することができる。

#### 附 則（令和元年一二月二七日法務省令第五四号）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の会社計算規則（以下「新会社計算規則」という。）の規定は、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る計算関係書類についての会計監査報告については、同日前に終了する事業年度に係る計算関係書類についての会計監査報告については、は、なお従前の例による。ただし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十年大蔵省令第二十八号）。以下「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する国際会計基準に基づいて作成した連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表規則第一条の二に規定する指定国際会計基準特定会社又は米国預託証券の発行等に関する要請される用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表規則第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社の令和元年十二月三十一日以後に終了する事業年度に係る連結計算書類についての会計監査報告については、新会社計算規則の規定を除く。）を適用することができる。

#### 附 則（令和二年三月三一日法務省令第二七号）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の会社計算規則（以下「新会社計算規則」という。）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係るものについては、新会社計算規則の規定を適用することができる。

#### 附 則（令和二年五月一五日法務省令第三七号）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（失効）

第二条 この省令による改正後の会社法施行規則の目次（この省令により改めた部分に限る。）並びに第百三十三条（この省令により加えた部分に限る。）及び第百三十三条の二の規定並びに第二条この省令による改正後の会社法施行規則の目次（この省令により改めた部分に限る。）及び第百三十三条の二の規定並びにこの省令による改正後の会社計算規則の目次（この省令により改めた部分に限る。）及び第百三十三条の二の規定は、この省令の施行の日から起算して六月を経過した日にその効力を失う。ただし、同日前に招集の手続が開始された定時株主総会に係る提供事業報告（会社法施行規則第三百三十三条第一項に規定する提供事業報告をいう。）及び提供計算書類（会社計算規則第三百三十三条第一項に規定する提供計算書類をいう。）の提供については、これらの規定は、なおその効力を有する。

#### 附 則（令和二年八月一二日法務省令第四五号）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の会社計算規則（以下「新会社計算規則」という。）第八十八条第一項第一号、第一百一条第二項及び第一百十五条の二の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係るものについては、これらの規定を適用することができる。

#### 附 則（令和二年八月一二日法務省令第四五号）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の会社計算規則（以下「新会社計算規則」という。）第八十八条第一項第一号、第一百一条第二項及び第一百十五条の二の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係るものについては、これらの規定を適用することができる。

2 新会社計算規則第九十八条第一項第四号の二並びに第二項第一号、第二号及び第五号並びに第一百三十三条の二の二の規定は、令和三年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係るものについては、これらの規定を適用することができる。

#### 附 則（令和二年一月二七日法務省令第五二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号。以下この条及び次条第十三項において「会社法改正法」という。）の施行の日（令和三年三月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条第二表に係る改正規定、第二条中会社計算規則第二条第二項第十五号の次に一号を加える改正規定及び第三百三十四条の改正規定並びに第三条中一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第七条の次に二条を加える改正規定及び第五十五条の改正規定は、会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（次条第四項及び第五項において「一部施行日」という。）から施行する。

#### 附 則（令和三年一月二九日法務省令第一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（失効）

第二条 第一条の規定による改正後の会社法施行規則の目次（第一条の規定により改めた部分に限る。）並びに第二条の規定による改正後の会社計算規則の目次（第二条の規定により改めた部分に限る。）及び第一百三十三条の二の規定は、令和三年九月三十日限り、その効力を失う。ただし、同日までに招集の手続が開始された定時株主総会に係る提供事業報告（会社法施行規則第三百三十三条第一項に規定する提供事業報告をいう。）及び提供計算書類（会社計算規則第三百三十三条第一項に規定する提供計算書類をいう。）の提供については、これらの規定は、なおその効力を有する。

#### （会社計算規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の会社計算規則第三百二十六条第一項の規定は、令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る計算関係書類についての会計監査報告について適用し、同日前に終了する事業年度に係る計算関係書類についての会計監査報告については、なお従前の例による。ただし、令和三年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る計算関係書類についての会計監査報告については、同項の規定を適用することができる。

#### 附 則（令和三年一二月一三日法務省令第四五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（失効）

第二条 この省令による改正後の会社法施行規則の目次（この省令により改めた部分に限る。）並びに第三百三十三条（この省令により加えた部分に限る。）及び第三百三十三条の二の規定並びにこの省令による改正後の会社計算規則の目次（この省令により改めた部分に限る。）及び第三百三十三条の二の規定は、令和五年二月二十八日限り、その効力を失う。

#### 附 則（令和四年一二月二六日法務省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中会社法施行規則第三百三十三条の改正規定及び第二条中会社計算規則第三百三十三条の改正規定は、令和五年三月一日から施行する。

#### 附 則（令和六年三月二七日法務省令第一二号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。